

第5次 熊本市地域福祉・地域福祉活動計画 (素案)

令和6年(2024年) 11月
熊本市・熊本市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景と趣旨 ○
- 2 計画期間 ○
- 3 計画の位置づけ ○

第2章 計画に係る現状と課題

- 1 地域福祉に係る国の動向 ○
- 2 地域福祉に係る本市の現状について ○
- 3 第4次計画におけるこれまでの取組と課題 ○
- 4 第5次計画の取組の方向性 ○

第3章 第5次計画の取組

- 1 基本理念 ○
- 2 基本方針 ○
- 3 計画の体系 ○
- 4 施策の展開 ○

第4章 「熊本市成年後見制度利用促進計画」

- 1 計画策定にあたって ○
- 2 計画に係る現状と課題 ○
- 3 取組の方向性 ○

第5章 計画の推進について

- 1 計画の進行管理に係る基本的な考え方 ○
- 2 進捗状況の確認 ○
- 3 計画の評価 ○

- 資料編 ○
- ・市民等アンケート結果

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少により、多くの地域では単身世帯の増加、社会的孤立等が発生するとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力低下やその持続可能性が危惧されています。

これらの社会構造の変化等を背景として、地域や家庭、職場といった生活の様々な場において、「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける「人と人とのつながり」が希薄化するなかで、周囲から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増加しています。

また、子どもの貧困、児童・高齢者・障がい者への虐待、ヤングケアラーの問題など福祉課題は一層複雑化・多様化しています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本市では、平成16年度(2004年度)に「熊本市地域福祉計画」を、平成21年度(2009年度)に「第2次熊本市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。また、平成26年度(2014年度)に策定した「第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」と互いに補完・補強し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行い、本市と熊本市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携・協働による地域福祉を推進してきました。

さらに、令和元年度(2019年度)には「第4次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」(以下、「第4次計画」という。)を策定し、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」を基本理念として掲げ、「地域力強化のための人材の確保・育成」、「支え合いの地域づくり」、「多様な主体の連携・協働の推進」の3つの基本方針のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、令和2年(2020年)から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、日々の暮らしは大きく変わり、生活困窮の問題が顕在化するとともに、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となるなど大きな影響を受けました。対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人が気にかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、工夫を凝らして地域福祉活動を継続させるための工夫が行われました。

また、近年の大雨や地震等の災害時の状況を踏まえ、令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。本市が経験した平成28年熊本地震では、災害発生時や復旧における行政による支援である「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに支え助け合う「共助」の必要性や重要性が再認識されました。本市においては、これまで「地域福祉計画」の基本理念の一つとして「住民相互の支え合い」を推進してきましたが、「地域共生社会」の実現に向けては、引き続き、熊本地震の経験を活かし、課題を「我が事」として捉える意識の醸成を図り、協働による「支え合い活動」を活性化させるとともに、地域住民等の主体的な課題解決に向けた仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

今回策定する「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「第5次計画」という。)では、このような非常事態やその他の人生のさまざまな困難に直面した時にも、住み慣れた地域で、だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現を目指します。

【地域福祉とは】

地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。(出典:第4期熊本県地域福祉支援計画)

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

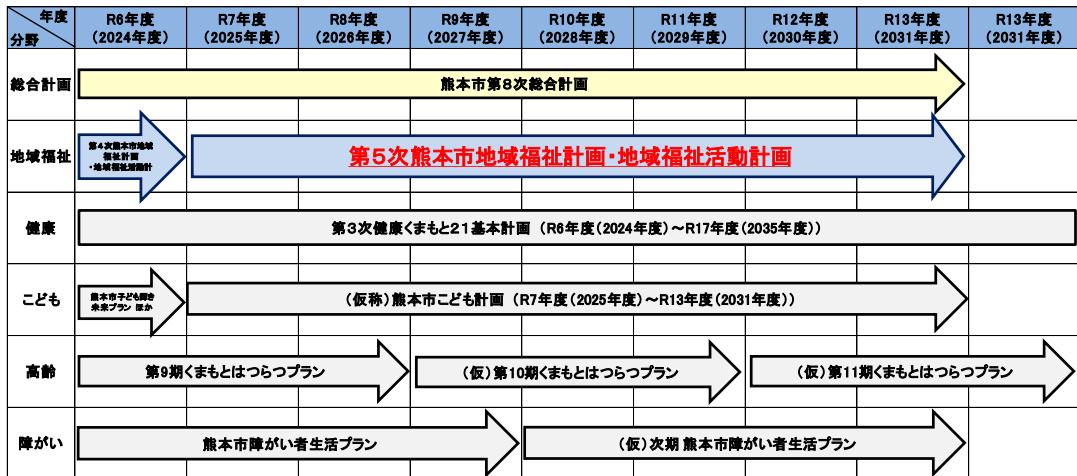
(出典:厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト)



2 計画期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度)の7年間とします。総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正など必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

【 総合計画及び関連計画の計画期間 】



3 計画の位置づけ

(1) 策定の根拠

社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであることから、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。それぞれの計画は、共通の理念・目的のもと、補完・補強し合いながら、本市の地域福祉を推進していく関係にあります。

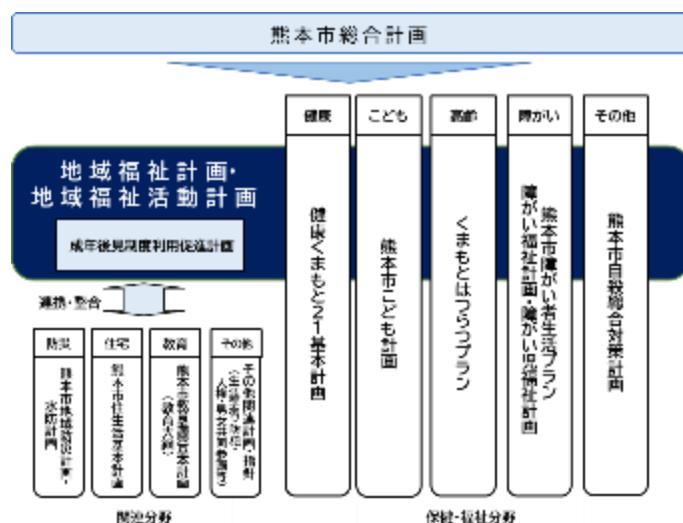
また、「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。

(2) 他計画との関係

本市の計画体系及び社会福祉法の改正等を踏まえ、第5次計画については以下のとおり位置づけることとします。

① 地域福祉を推進するうえでの基本的な方向性を示す計画

熊本市第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、それぞれの福祉分野毎ではなく、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画（「熊本市成年後見制度利用促進計画」）をその内容に盛り込む計画とします。



② 地域福祉活動計画との関係

第4次計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、共通の「基本理念」「基本方針」のもと、取組を推進してきました。第5次計画においても、引き続き両計画を一体的に策定し、本市と熊本市社会福祉協議会が、それぞれの役割分担のもと協働して取組を推進していきます。

③ SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12年(2030年)までの国際目標です。このSDGsの理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画においてもSDGsの理念や目標等を踏まえ、取組を推進します。

本計画においては、主にゴール1・3・11・17に関連します。



(3) 熊本市社会福祉協議会について

熊本市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)は、熊本市に暮らす高齢者や障がい者、こどもたちをはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い連携して共に支え合いながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができる福祉のまち(地域福祉)を実現するために、社会福祉法に基づき地域住民及び公私の福祉機関、団体などにより構成された、「公共性」「自主性」をもった民間福祉団体です。

市社会福祉協議会は昭和30年(1955年)3月に設置され、69年にわたって地域に密着し、地域福祉活動の充実を図っており、行政をはじめ、様々な関係機関と連携・協働を図り、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」の実現を目指して、市民の福祉意識の啓発やボランティアセンターを開設し、ボランティアの養成・支援などの推進を図るとともに、地域における市民相互の助け合い活動(ふれあいサロン、ふれあいランチなど)を推進しています。

また、単身高齢世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめとした権利擁護の取り組みを推進し、判断能力が不十分な人びとの尊厳あるその人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護の支援や、生活困窮者に対し、寄り添った相談支援(生活福祉資金貸付事業や住宅確保要配慮者支援事業、ひとり親貸付事業等の生活再建施策)を行っています。

第2章 計画に係る現状と課題

1 地域福祉に係る最近の国の動向

我が国では、少子高齢化・人口減少などにより、ライフスタイルの変化、価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化など、社会状況が変化しています。また、新型コロナウィルス感染症の影響や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域活動に影響を及ぼしています。

このように社会が変化する中、令和2年(2020年)6月に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

① 孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及等)により、家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、更なる孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

このような背景を踏まえ、(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2)当事者や家族等の立場に立った政策の推進、(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を基本理念とした「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年(2024年)4月1日から施行されました。本市においても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づいて取組を進めていく必要があります。

② こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

子育てや少子化、児童虐待、いじめ等こどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決することを目的に、それまで、内閣府や文部科学省、厚生労働省等複数の省庁にまたがり実施されていたこどもに関する政策や支援を一元的に実施するため、令和5年(2023年)4月1日にこども家庭庁が発足しました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月に「こども基本法」が成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定められており、本市においても、「熊本市こども計画」を策定し、取組を進めていきます。

なお、令和6年(2024年)6月には「子ども・若者育成支援推進法」と「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの将来や社会構造等に大きな影響を及ぼすヤングケアラーや貧困予防への対策が法律に明記されるなど、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けて様々な施策が展開されています。

③ 災害対策基本法の改正

平成23年(2011年)の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。この教訓を踏まえ、平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

また、多くの高齢者が犠牲となった令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、内閣府の中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されました。

④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

居場所がなく家出した若年女性、性虐待・性的搾取の被害者、生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、昭和31年(1956年)に制定された売春防止法に基づく婦人保護事業による支援が行われてきましたが、近年、女性が抱える問題が多様化・複合化・複雑化し、ニーズに応じた新たな支援の枠組みを構築することが求められてきました。

このような背景を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4年(2022年)5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年(2024年)4月に施行されました。この法律では、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められており、本市においても、今後、取組を進めていく必要があります。

2 地域福祉に係る本市の現状について

① 超高齢社会の進展

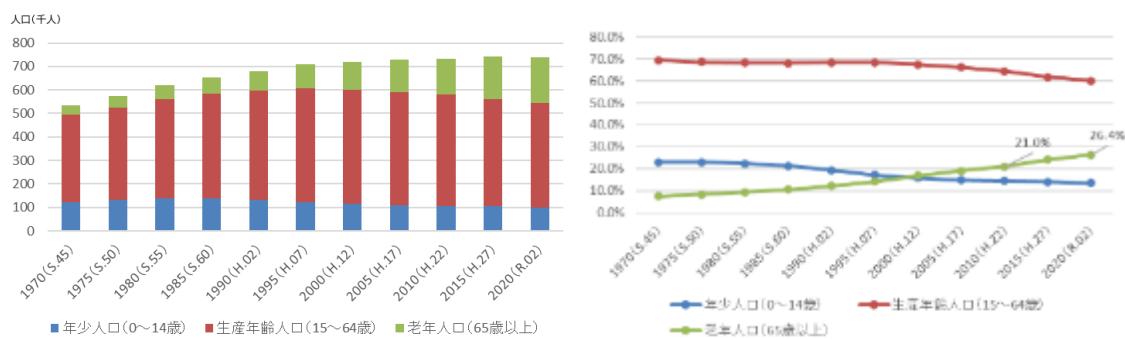
1985年頃から始まった年少人口の減少、2000年頃から始まった生産年齢人口の減少は、共に継続し、歯止めがかかっていません。一方で、老人人口は増加傾向が継続しており、2010年には高齢化率が21%に達し、超高齢社会に突入しています(図表1)。

また本市の合計特殊出生率は全国値より高い1.5前後で推移しておりますが、出生数

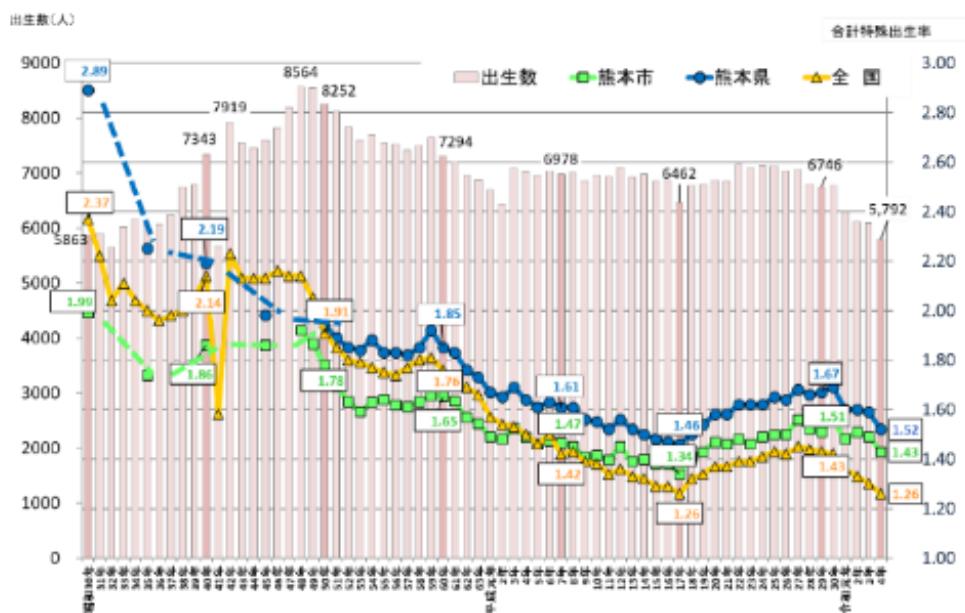
は減少傾向が継続しており、令和4年(2022年)は6千人を下回り、5,792人となりました(図表2)。

本市の総人口は2020年の国勢調査で戦後初の減少となっており、約20年後の令和2年(2040年)には約68.9万人、約30年後の令和32年(2050年)には更なる人口減少・高齢化の進展が推計されています(図表3)。

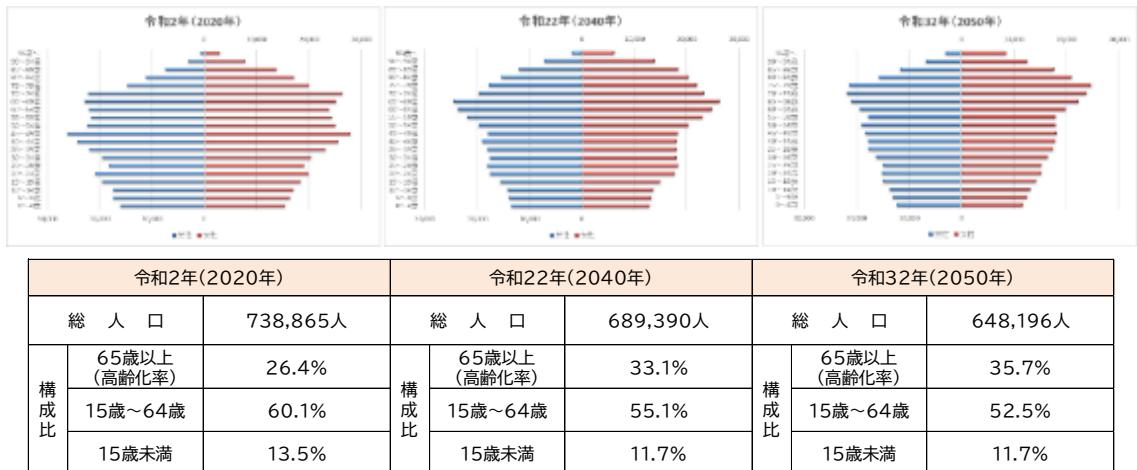
【 図表1 熊本市の人口・人口構成比の推移 】



【 図表2 熊本市の出生数と合計特殊出生率の推移 】



【図表3 熊本市の令和2年(2020年)、令和32年(2050年)の推計人口】



② 支援が必要となる方の増加

○ 要介護(要支援)認定者数

介護保険制度が始まった当初の平成12年(2000年)の要介護(要支援)認定者数は13,069人でしたが、令和3年(2021年)には41,807人となり、この間、約3.2倍に増加しています。また、令和22年(2040年)には、約5.9万人を超える見込みとなっています(図表4)。

○ 認知症高齢者

本市の要介護(要支援)認定者の中、日常生活自立度※がⅡa以上の方の割合は、直近の8年間で、約54%から約57%の間で推移しており、令和4年(2022年)9月末時点では22,772人(55.9%)と、半数以上の方が認知症の症状を有しています(図表5)。

○ 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む)は、令和4年度(2022年度)末現在で延べ46,346人であり、市民の6.3%(約16人に1人)が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。また、療育と精神の手帳所持者数は年々増加傾向にあります(図表6)。

○ 児童相談の状況・ヤングケアラーの実態

児童相談所への相談総対応件数は増加傾向にあり、平成28年度(2016年度)は2,284件でしたが、令和4年度(2022年度)には2,664件となりました。相談の種類別に見ると、特に、児童虐待相談の増加割合が高い傾向にあります(図表7)。

また、熊本県が実施したヤングケアラーの実態調査からは、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が6.3%と、全国調査と同様の結果(国:6.5%)となっており、ヤングケアラーについても本市の課題として顕在化してきていると言えます(図表8)。

【参考】ヤングケアラーとは、例えばこのような子どもたちです。



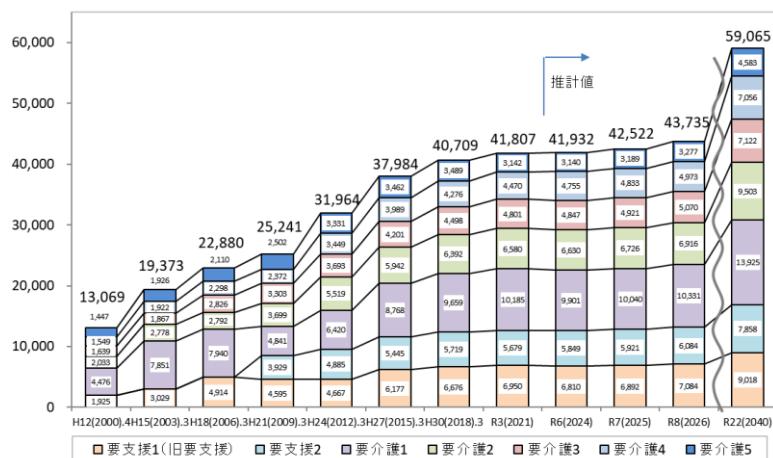
出典:こども家庭庁

○ 生活困窮者等

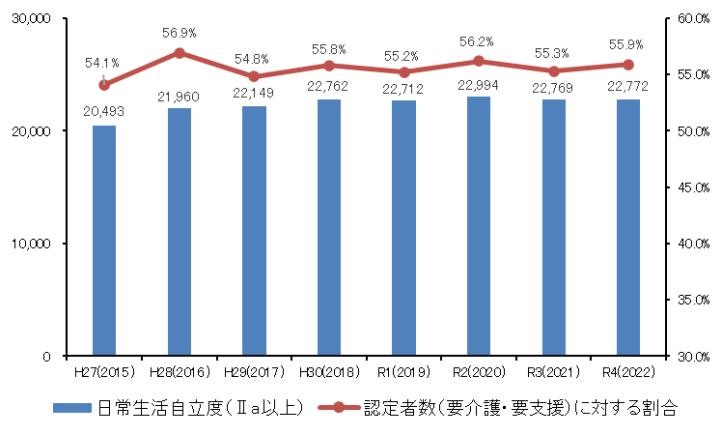
熊本市生活自立支援センターの新規相談受付件数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度(2020年度)に相談が急増したものの、その後落ち着き、令和5年度(2023年度)には1,336件となっていますが、コロナ禍前と比較しても高い水準にあります(図表9)。

また、令和元年度(2019年度)以降、本市において生活保護を受けている世帯数・人員数は横ばい状態で推移しており、令和5年度(2023年度)は、保護世帯数12,076世帯、保護人員14,754人、保護率(人口千人当)は20.0(%)となっています(図表10)。

【 図表4 要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計 】



【 図表5 認知症高齢者数の推移 】



- ※ 日常生活自立度は、認知症や障害を持つ高齢者がどの程度の自立した生活ができるかを判定するための公的な評価尺度。そのうち「Ⅱa」は、家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指す。見られる症状・行動の例としては、たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つなどがある。

【 図表6 障害者手帳所持者数と対人口比の推移 】



年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
身体障害者手帳	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090
療育手帳	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926
精神障害者保健福祉手帳	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330
合計	39,554	42,585	45,615	46,502	46,346

※各年度末時点

【 図表7 児童相談の状況(相談種類別対応件数)】



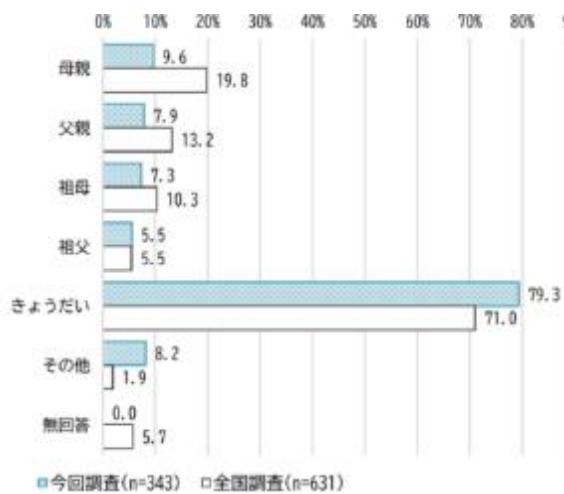
【 図表8 ヤングケアラーの実態に関する調査】

熊本県「令和4年度ヤングケアラーの実態に関する調査結果について」より

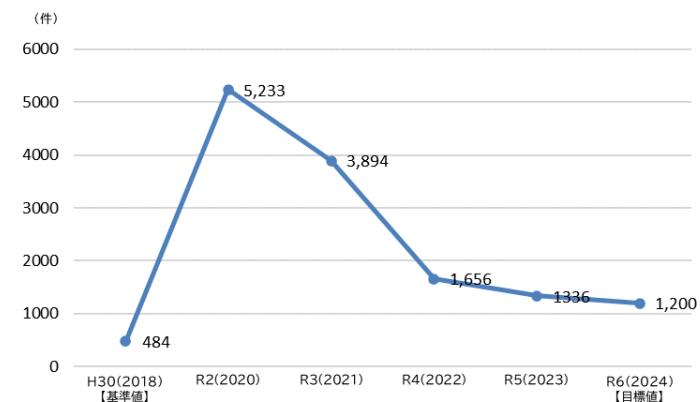
①小学6年生に対し、世話をしている家族の有無について質問。



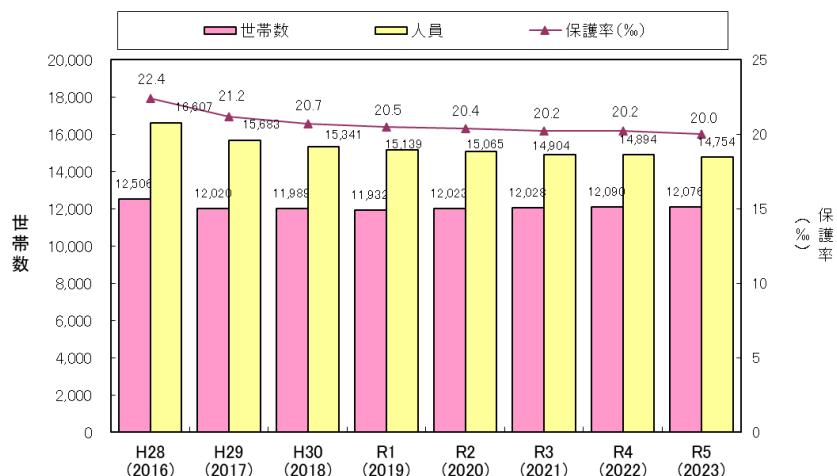
②世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生に、世話を必要としている家族について質問(複数回答)。



【 図表9 「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数の推移 】



【 図表10 保護世帯、保護人員及び保護率の推移 】

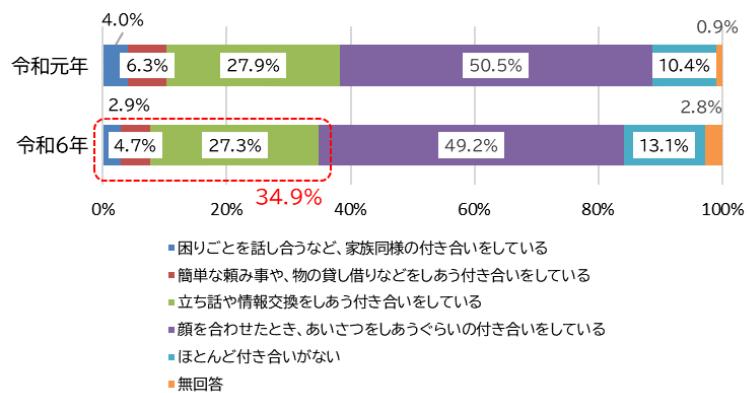


③ 家族や地域とのつながりの変化

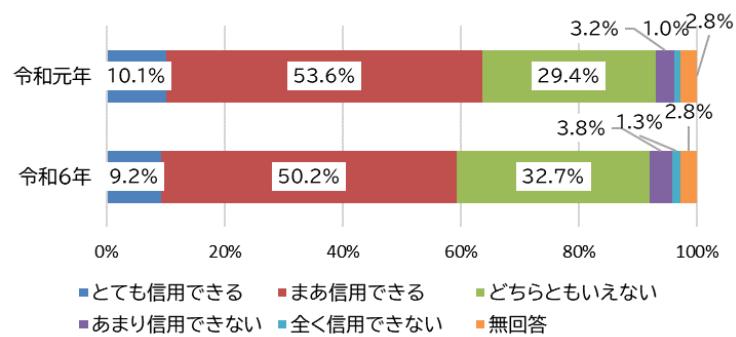
第4次計画及び第5次計画の策定にあたり実施した市民アンケートによると、日常において、立ち話以上の関わりをする近所付き合いの割合が35%程度に留まるなど、近所との付き合いの希薄化や(図表11)、地域住民を信用できない方が増加傾向にあること(図表12)、地域の助け合いの意識・関心の低下(図表13)など、「人と人のつながり」が希薄化していることが推測されます。

また、近年、単身世帯数が増加しており、平成12年(2000年)の約8.9万世帯から、令和2年(2020年)には約12.8万世帯と約1.4倍になっています。また、人口に対する割合も12.3%から17.3%と増加しています(図表14)。こうした単身世帯の増加のほか、自治会加入率も近年減少傾向(図表15)にあることなどから、社会的に孤立するリスクが高くなることが懸念されます。

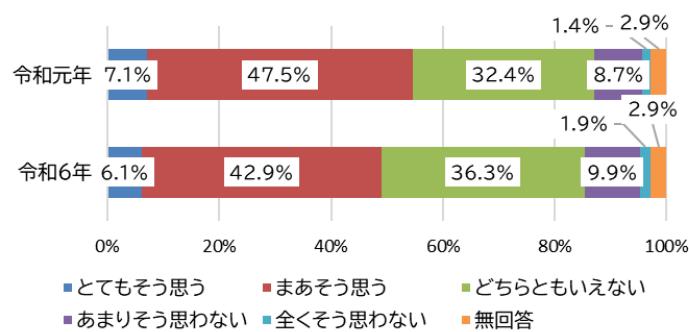
【 図表11 日常生活における「近所付き合い」の程度 】



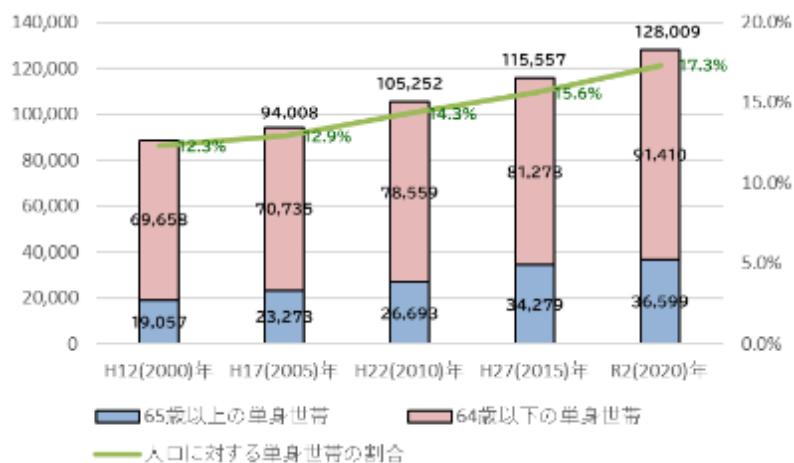
【 図表12 「地域の人々は、一般的に信用できると思うか」の割合 】



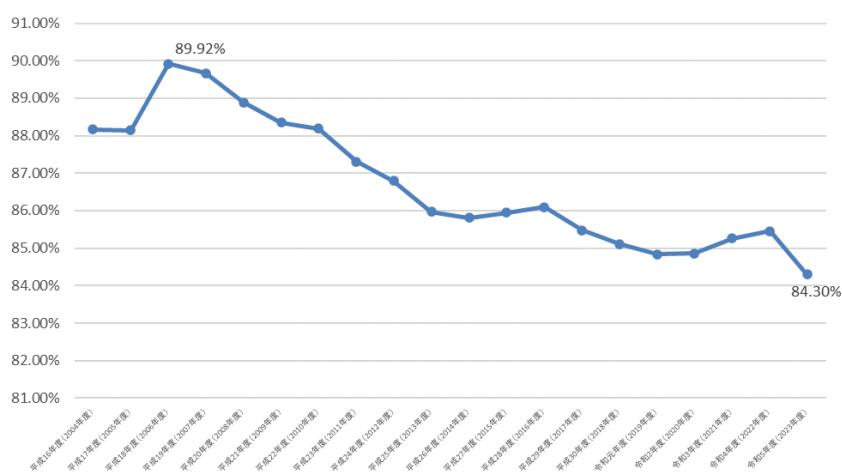
【 図表13 「地域の人々は、他の人の役に立とうとすると思うか」の割合 】



【 図表14 単身世帯数の推移 】



【 図表15 自治会加入率の推移 】



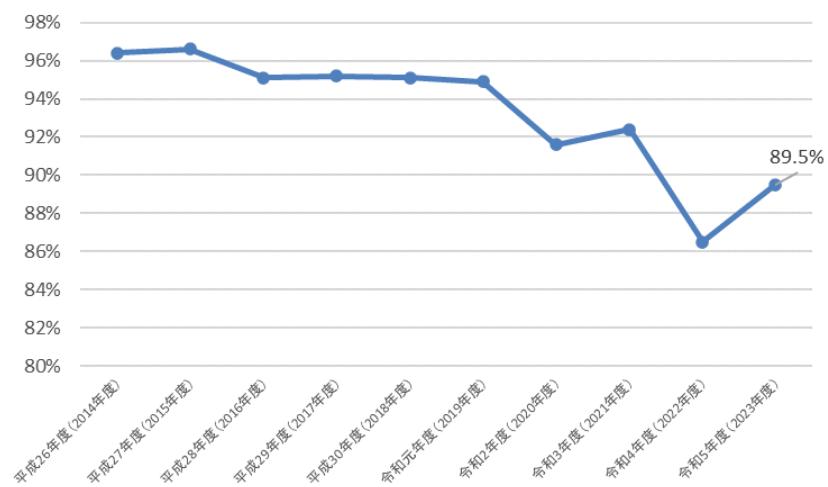
④ 地域福祉推進の担い手の動向

住民の立場に立って「身近な相談相手」として必要な支援を行うなど、地域福祉の推進において中心的な役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員・児童委員」という。)について、近年、欠員状態が続いていること、担い手が不足しています(図表16)。

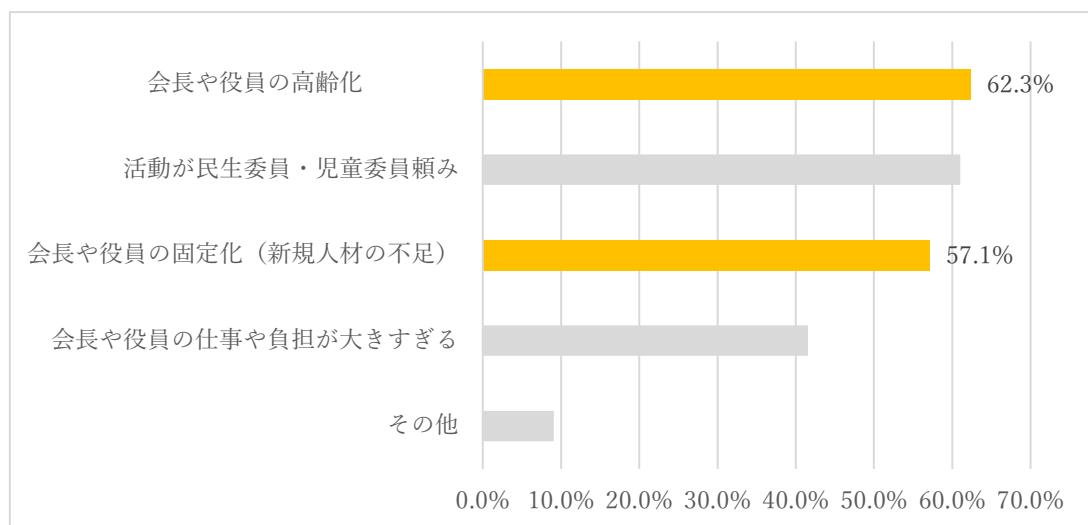
また、校区における福祉活動の中核をなす校区社会福祉協議会においても、役員の固定化・高齢化などといった、担い手の課題を抱えています(図表17)。

さらに、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、社会奉仕やレクリエーション等を通して地域のつながりを醸成するとともに、単身高齢世帯の社会参加への促しなどを行政等と連携して推進してきた老人クラブについても、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります(図表18)。

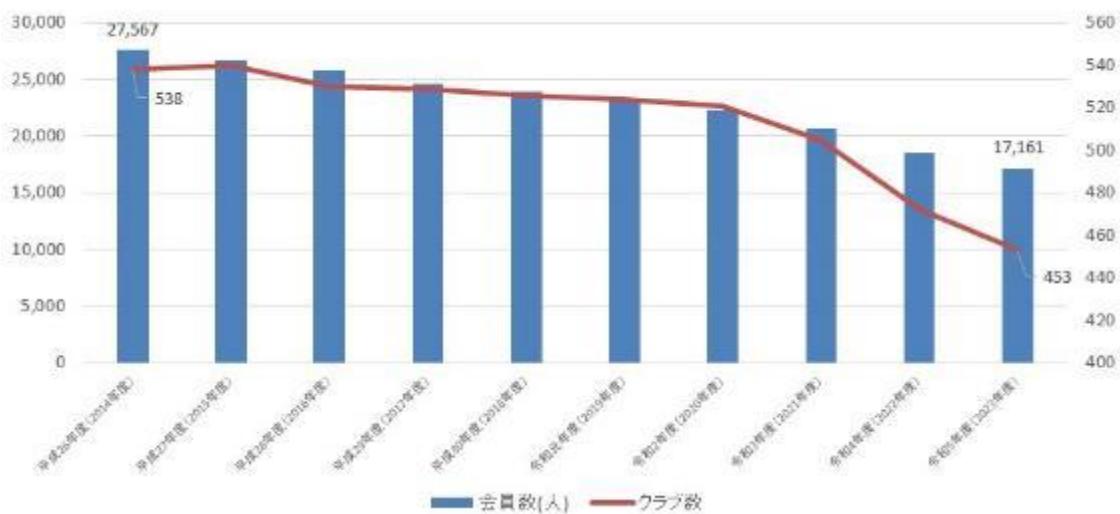
【 図表16 民生委員・児童委員の定員に対する充足率の推移 】



【 図表17 校区社会福祉協議会の扱い手についての課題は何ですか 】



【 図表18 老人クラブのクラブ数・会員数の推移 】



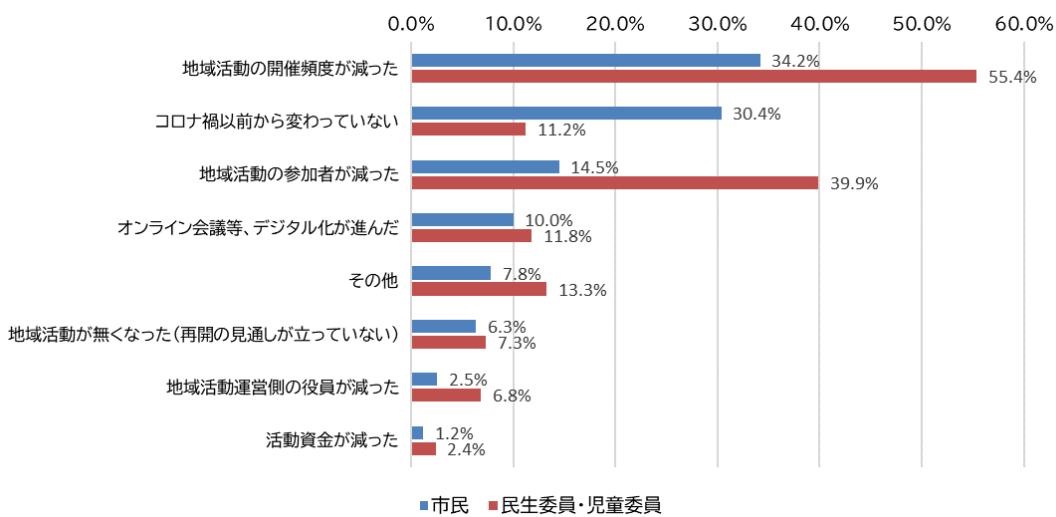
⑤ 地域活動への新型コロナウイルス感染症の影響

市民に対する「コロナ禍を経験して、地域活動にどのような変化があったか」とのアンケート調査では、34.2%が「開催頻度が減った」と回答し、次いで「コロナ禍以前から変わっていない」が30.4%、「地域活動の参加者が減った」が14.5%となっています。

一方、「活動している側」である民生委員アンケート結果を見ると、「コロナ禍以前から変わっていない」は11.2%と、市民アンケートの30.4%よりも低い値となっており、地域活動に参加している人ほど、「開催頻度が減った」、「参加者が減った」と感じています。

(図表19)

【 図表19 コロナ禍を経験して、地域活動にどのような変化がありましたか 】



3 第4次計画におけるこれまでの取組と課題

(1) 第4次計画について

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)が計画期間となる第4次計画については、本市及び市社会福祉協議会にて内容の検討を行い、外部有識者等からなる「熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の審議を経て、令和2年(2020年)3月に策定しました。

第4次計画においては、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」を基本理念とし、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携・協働による地域福祉を推進してきました。

【 第4次計画の体系 】



(2) 第4次計画の振り返りと課題整理

第5次計画における基本方針等を検討するにあたり、第4次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証を行いました。その中で明らかになった主な課題をまとめると以下のとおりとなります。

第4次計画の振り返りから見える課題や推進が必要な取組(まとめ)

○ 地域における「つながり」の意識の希薄化

第4次計画においては、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきましたが、近年のライフスタイルの変化とともに、行動変容等も相まって、地域のつながりの更なる希薄化が懸念されます。

○ 地域活動の担い手の高齢化・固定化

地域活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、養成してきた各種サポーターを地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要でしたが、コロナ禍の影響もあり十分な取組ができず、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。

○ 地域の支援・連携体制等の停滞・低下

地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の低下が懸念されます。また、支援者自身も様々な悩みを抱えていることから、支援・連携体制を継続させるためには、支援者自身への支援も必要です。

○ 孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

個別の分野・団体による支援が届きにくい孤独・孤立問題やヤングケアラー、8050問題のような、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、“相談をしない”“相談先が分からぬ”“というような方が取り残されないような支援体制の整備が必要です。

【参考】第4次計画の成果指標の達成状況等

令和6年度(2024年度)第2回熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 資料より

基本方針Ⅰ 地域力強化のための人材の確保・育成

○主な取組

- 令和3年から令和4年にかけて、本市の全民生委員・児童委員を対象とした実態調査を実施し、活動状況や地域関係者との連携状況、負担感等にかかる課題の把握と整理を行い、それらを踏まえ、令和4年度に熊本市民生委員児童委員協議会及び市社会福祉協議会と市の三者による協議の場を設け、サポート体制の構築やICT導入等による負担軽減や活動環境の改善等を図るための協議を行った。
- 民生委員・児童委員のなり手確保のため、自治会等関係機関や地域住民への周知、理解促進を図れるよう民生委員・児童委員協議会や熊本市それぞれで活動に関するリーフレット・チラシを作成し、広く配布した。
- ボランティア活動については、コロナ禍を経て少しづつ活動が再開したことを受け、依頼者とボランティアをつなぐマッチングを行った。
- ボランティアが安心・安全に活動できる備えとして、活動保険の普及啓発に努めた。
- ボランティアセンターにおいて、必要に応じ感染対策を行いながら各種研修会を開催し、地域福祉を担う人材の育成を行った。また、ボランティア活動に興味・関心がある方や何から始めていいか分からない方等を対象に、初心者向けのボランティア入門講座を開催し他団体の活動紹介も併せて行った。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
①民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	95.1%	91.6%	92.4%	86.5%	89.5%	100%
②ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数（年間）	98件	7件	11件	15件	90件	640件
③熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数（年間）	46回	0回	1回	34回	48回	70回

○指標の達成状況と今後の方向性

- 雇用年齢の延長や地域の人口減少等を背景に、民生委員・児童委員の欠員が恒常化しており、令和5年度の定員充足率も89.5%と、目標値を下回っている。
- また、コロナ禍の影響もあり、これまでボランティア活動に取り組んできた人や養成してきた各種センターを、地域福祉活動につなげることが十分にできなかった。
- 引き続き、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、新たな扱い手を確保する仕組みづくりに取り組む必要がある。

基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

○主な取組

- 地域における住民主体の介護予防活動である「くまもと元気くらぶ」への活動支援として、リハビリテーション専門職を派遣してきたが、派遣の対象団体として新たに「地域支え合い型サービス（通所）」「ふれあい・いきいきサロン」を加え、地域活動支援を拡充した。
- 地域活動への効果的かつ効率的な支援を行うため、リハビリテーション専門職によるオンライン指導や通いの場同士がオンラインで交流できる環境を整備することで、地域介護予防活動の活性化を図った。
- 地域での子育て世帯の見守り・支援活動が行えるよう、各校区民児協へ校区の乳幼児名簿の提供を開始した。
- 障がい者相談支援センターへ地域支援員を配置し、校区防災連絡協議会、避難訓練等への参加、地域での障がい者サポーター養成開催等、地域団体と連携して障がい者の地域生活支援体制を構築した。
- 校区社会福祉協議会の行動計画策定を支援し、策定済の校区社会福祉協議会においては、活動の振り返りを行うとともに、計画の進捗について取組項目ごとに達成度の評価を行うことで、次年度への活動推進を図った。その中では、コロナ禍以前の活動に戻れるよう工夫を凝らし活動している状況が把握できた。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
④住民主体の通いの場（定期的に介護予防活動等を行うための場）の数	711箇所	847箇所	708箇所	768箇所	811箇所	858箇所
⑤支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	なし	71.1%	45.9%	43.0%	43.5%	100%
⑥行動計画を策定した校区社会福祉協議会数	5校区	20校区	43校区	68校区	87校区	95校区

○指標の達成状況と今後の方向性

- 住民主体の通いの場の数や、行動計画を策定した校区社会福祉協議会の数は目標達成に向け指標は推移しており、地域の支え合い体制や住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくりは進んでいると評価できる。
- 一方で、支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合は、目標値を下回っており、地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の不活化が懸念される状況。
- 多様な世代の人たちが交流する場所や機会の提供を通して、地域へ参画しやすい仕組みづくりに取り組むとともに、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で支え合い、行政や関係団体等が連携・協働して支援を届けられる体制づくりに取り組んでいく必要がある。

基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

○主な取組

- 熊本市生活自立支援センターでは、住居確保給付金の相談や特例貸付の返済にかかる相談など多くの困窮者を支援する事が出来た。また、生活自立支援センターの活動について、刑務所や子ども食堂など、関係機関への周知を行った。
- 住宅確保要配慮者への見守り事業については、事業開始から 5 年が経過し、既存の契約者の身体的な変化や理解力低下等により、福祉サービスの調整や施設入所の必要性に迫られるケースが増加した。新規相談については、契約前に関係機関へつなぎ、支援調整を図ることで、相談者の抱える課題の解決に努めた。
- 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に未登録の避難行動要支援者に対し、制度への登録勧奨を継続して実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行を受け、街頭募金を再開し募金増収に努めた。また、街頭募金の実施と合わせ街中で開催されたイベントに「赤い羽根共同募金」ブースを設けピンバッジの販売を行うなど、広報活動にも取り組んだ。
- 共同募金のポスターに地元スポーツチームキャラクターを起用し、行事に選手やキャラクターを招くなど地元企業との連携を図った。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
⑦「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数（年間）	484件	5,233件	3,894件	1,656件	1,336件	1,200件
⑧住宅確保要配慮者への見守り訪問件数（年間）	96回	100回	269回	322回	203回	390回
⑨避難行動要支援者数に占める災害時要援護者数の割合	24.2%	24.3%	23.1%	21.0%	20.1%	50%
⑩「赤い羽根共同募金」を行った団体数（年間）	1375団体	1367団体	1354団体	1349団体	1301団体	1555団体

○指標の達成状況と今後の方向性

- 熊本市生活自立支援センターでは、コロナ禍の影響により、当初の想定を上回る相談が寄せられ件数が急増した。また、住宅確保要配慮者への見守り訪問は、当初、熊本地震の被災者からの相談を主として始まった事業であるが、近年では高齢者や障がい者を含む生活困窮者等からの相談が中心となっており、相談者のニーズの変化も伺われる。
- これまでの個別の支援制度では解決が困難な複雑化・複合化する課題の顕在化も懸念されることから、多機関連携による支援体制を構築し、支援を充実させていく必要がある。
- また、災害時における要支援者に対する支援として、現行の災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者制度に含めるかたちで現行の2制度を一本化し、わかりやすく実効性のある制度へと見直しを図る。

4 第5次計画の取組の方向性

(1) 取組の方向性

第5次計画においては、第4次計画における取組等の振り返りやこの計画の策定にあたり実施したアンケート調査結果等を踏まえ、持続可能な地域共生社会の実現に向けて、以下の方向性で課題に取り組みます。

なお、具体的な取組については第3章にて記載します。

課題①『地域における「つながり」の意識の希薄化』に対する取組の方向性

→地域福祉への関心を深め、地域において自分にできることを考え、できることから始められるなど意識を高め、つながり支え合える人づくりに取り組みます。

課題②『地域活動の担い手の高齢化・固定化』に対する取組の方向性

→誰もが地域活動の担い手になることができるよう、多様な世代の人たちが気軽に集い、交流する場所や機会を提供するなど参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。

課題③『地域の支援・連携体制の停滞・低下』に対する取組の方向性

→地域活動を継続させるため、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で支え合い、行政や関係団体等が連携・協働して支援を届けられる、ずっと支え合える体制づくりに取り組みます。

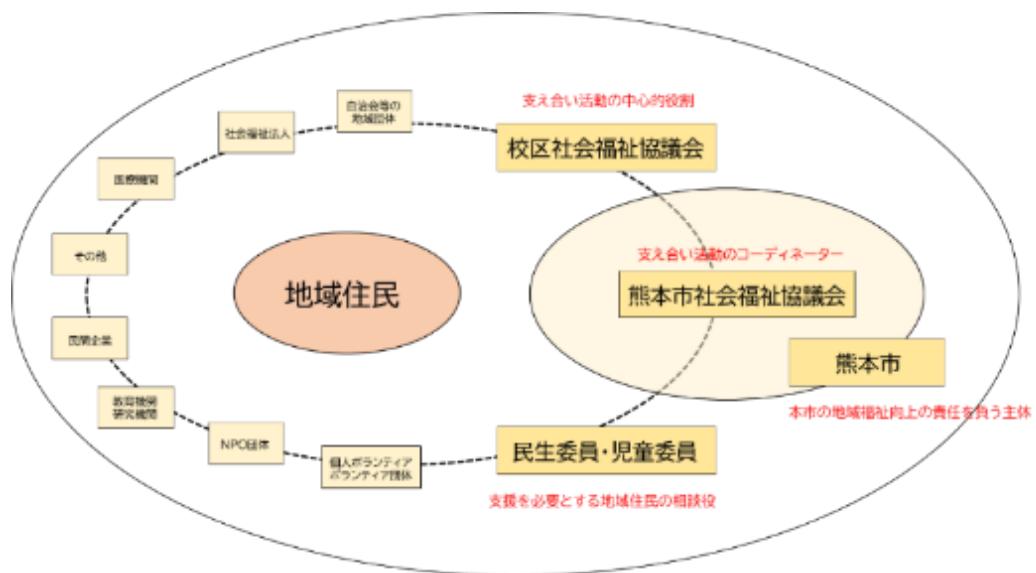
課題④『孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化』に対する取組の方向性

→これまでの個別の支援制度では解決が困難な複雑化・複合化する課題に対して、多機関連携による支援体制を構築し、誰一人取り残されない、だれもがつながる地域づくりに取り組みます。

(2) 本計画の対象者及び各主体の主な役割

地域福祉推進の主体は、私たち地域のすべての構成員ですが、中心的な主体である、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、本市など様々な主体が「役割」を持ち、一体となって「つながり支え合える地域づくり活動」を推進するとともに、町内自治会等の関係地域団体や、社会福祉法人等がそれぞれの特性を活かし、本市の地域福祉を推進していきます(図表 20)。

【 図表 20 計画における各主体の主な役割 】



○本市(行政)の役割

本市は、基礎自治体として、公的な福祉サービスを適切に実施するとともに、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会をはじめとした地域福祉推進の主体に対して、市社会福祉協議会等と連携・協働し、支援を実施します。

また、「住民の身近な相談窓口」として、これまで民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等と連携し、高齢者等の暮らしを地域でサポートしてきた「高齢者支援センターささえりあ」や「障がい者相談支援センター」等の各種相談支援機関の充実や連携強化を図るとともに、地域のみでは解決が困難な複合的な課題を抱える方や制度の狭間にいる方に対して、必要かつ適切な支援が行き届くよう、分野を超えた様々な施策や取組を効果的に連携させ、地域と関係機関との連携・協働による相談を受けとめる機能の強化や困難な課題の解決に向けた仕組みづくりを進め、包括的な支援体制を構築していくことで、本市における「地域共生社会」の実現を目指します。

○市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置される地域福祉の中心的な推進主体であり、これまで、地域福祉活動への住民参加の促進や関係地域団体や社会福祉法人のネットワーク化、福祉教育の推進等を図るとともに、行政のみでは解決が困難な課題について、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会や地域ボランティア等と連携・協働し、分野にとらわれない包括的な支援や取組を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまで培ってきた経験やネットワークを活かし、支え合い活動のコーディネーターとしての取組や支援を実施していくことが求められています。

○民生委員・児童委員の役割(期待されること)

民生委員・児童委員は、これまで、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等課題を抱えた地域住民の「最も身近な相談役」として、地域を見守る様々な活動を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、活動継続に向けた負担の軽減等を図りながら、課題を抱えた地域住民に寄り添い、相談を包括的に受け止め、対象者の状況に応じて、関係機関や適切な福祉サービスへとつなぐ役割が期待されます。

○校区社会福祉協議会の役割(期待されること)

各校区に任意団体として設置されている校区社会福祉協議会については、地域における自主的な福祉活動の中核として、サロン活動等をはじめとした、地域に密着した住民が参加しやすい福祉活動の促進や、福祉分野における地域での調整役を担ってきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域活動のさらなる活性化を図りながら、「支え合い活動の中心」として主体的に地域課題の解決を図ることに加え、「地域独自のアイデア」を、市社会福祉協議会や本市と連携して様々な取組に反映させることで、地域特性に応じた課題解決を協働して推進していくことが期待されます。

○地域団体等の役割(期待されること)

老人クラブや子ども会等の住民組織、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、保健医療機関、地域の企業・事業所、教育機関等は、地域の中の身近で開かれた拠点かつ地域の一員として、地域住民や行政と協働し、地域福祉活動に取り組むことで、地域の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

○地域住民の役割(期待されること)

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民には、地域の課題を「我が事」として捉える意識を持ち、地域活動やボランティア活動等へ積極的に参加するとともに、各種研修や講座等において、主体的に地域福祉についての学びを推進していくことが期待されます。

また、地域におけるちょっとした異変への気づきや、困りごとを抱えた近隣住民への簡単な支援等は、まさにその地域に住んでいるからこそ果たせる役割であることから、地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」に取り組むことが期待されます。

●民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、給与ではなく、ボランティアとして活動しています。高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連携・協働しながら、適切な福祉サービスにつなげるための調整などを行います。

また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子どもや子育てに関する相談活動や、よりよい環境づくりに向けた取組など、関係機関とともに幅広い活動を行っています。

一部の民生委員・児童委員は厚生労働大臣から児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

●校区社会福祉協議会とは

校区社会福祉協議会は、おおむね小学校区を単位として、市内全校区(95 校区)に設置されており、各校区における地域福祉の中核となる団体で、住民自らが各校区の福祉課題やニーズをとらえ、課題解決のための活動を推進していく住民団体です。

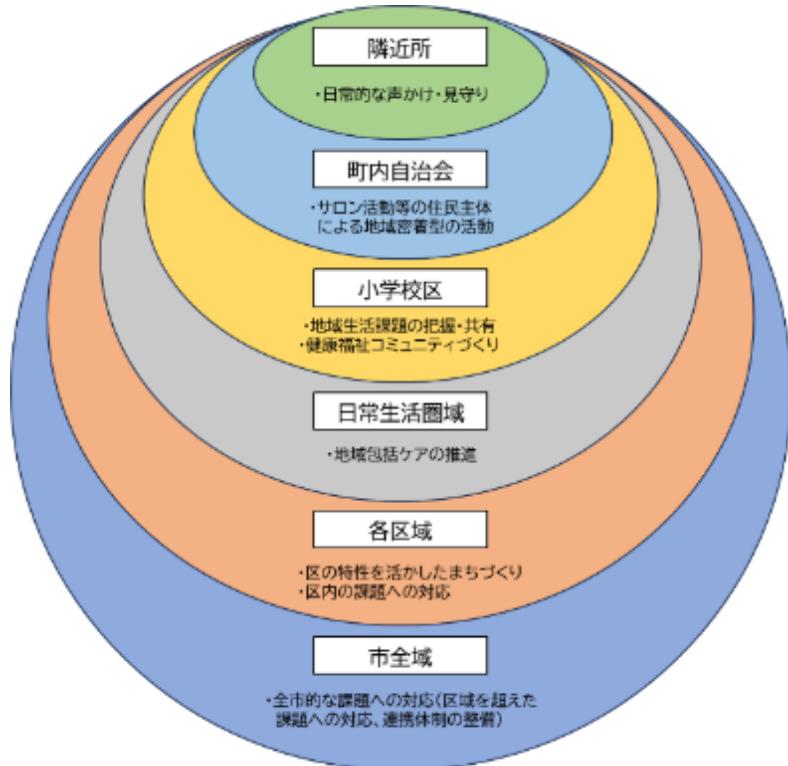
町内会長及び民生委員・児童委員をはじめ、老人クラブや PTA など各校区の地域団体代表で構成されています。また、学校、病院、福祉施設、障がい者団体など地域福祉活動に携わる地域の様々な団体や個人も構成員、協力員となっています。

(3) 本計画における圏域の考え方と活動の単位

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成される様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します(図表21)(図表22)。

【 図表21 重層的な「地域」の捉え方と各階層における基本的な取組 】



隣近所に住む人たちで構成される町内自治会では、多くの個人や団体(民生委員・児童委員、子ども会等)が自主的・主体的に地域における見守りや援助活動、対象を限定しないサロン(居場所づくり)などを実施しており、身近な住民同士のつながりや支え合いの活動を展開しています。

このような中、本市では、住民主体の地域福祉活動の拠点である「小学校区」を単位の基礎として、健康づくり分野における「小学校区単位の健康まちづくり」など、「地域」の課題把握・共有や特性に応じた取組の多くを行っており、今後の地域福祉の推進においても、「小学校区」単位を基礎として、住民と連携して地域それぞれで異なる課題を把握・共有し、地域特性に応じた取組を実施していく、住民との協働による課題解決に取り組みます。

加えて、認知症高齢者の権利擁護や生活困窮に関する課題など、「小学校区」単位や「各区域」単位だけでは解決が困難な課題や重点的に取り組む必要がある課題については、「市全域」で重層的にテーマごとのアプローチに取り組むこととし、エリアごとのアプローチとテーマごとのアプローチを適切に連携させることにより、様々な課題の解決に取り組みます。

【 図表22 圏域の考え方 】

圏域	圏域の考え方
隣近所	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援等を行う基礎的な範囲。
町内自治会	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。
小学校区	小学校の通学区域を基本とした、住民主体の地域福祉活動の拠点となる範囲。
日常生活圏域	地域包括支援センター等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている範囲。
各区域	効果的なサービス提供を実施するために市社会福祉協議会の区事務所をはじめとしたさまざまな公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉施策を進める範囲。
市全域	市全域を対象とした、地域福祉の取組を推進する範囲。

第3章 第5次計画の取組

1 基本理念

第5次計画では、一人ひとりの多様な価値観を尊重するともに、人口減少・少子高齢化が進展する中、地域住民の積極的な参画と活動しやすい環境づくりを図りながら、持続可能な地域共生社会を実現する考え方に基づき、次のとおり基本理念を定めます。

«基本理念»

『だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり』

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針として、第4次計画の3つの基本方針を再構築し、持続可能な地域づくりを重要な視点として、つながり・支え合いの好循環を創出することを目指して、以下の4つの基本方針のもと、取組を推進していきます。

基本方針Ⅰ つながり支え合える人づくり <意識が高まる>

行政や、地域活動を行う団体等が、地域でどんな活動ができるのか分からない方・参加したことがない方などを対象として、地域福祉活動を知ってもらい、関心を持ち自分の地域とそこで暮らす人へ理解を深め、思いやりの心を育む意識作りに取り組みます。

また、地域や身の回りの人との関わり合いの中で、自分以外の人の視点に立ち、自分が地域でどんな活動ができるかを考え、気付いてもらう機会を作り、地域活動参加に向けて準備してもらうための取組を推進します。

基本方針Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり <参加してみる>

行政や、地域活動を行う団体等が、地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方などに向けて、地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう取組を推進します。

地域住民同士のつながりが希薄化する中、普段から地域の人たちと顔見知りになり、声を掛け合える関係を築くことが大切であることから、多様な世代の人たちが気軽に集い、日常的に交流できる場所や機会を確保し、地域への参画を促します。

基本方針III ずっと支え合える体制づくり <つながり続ける>

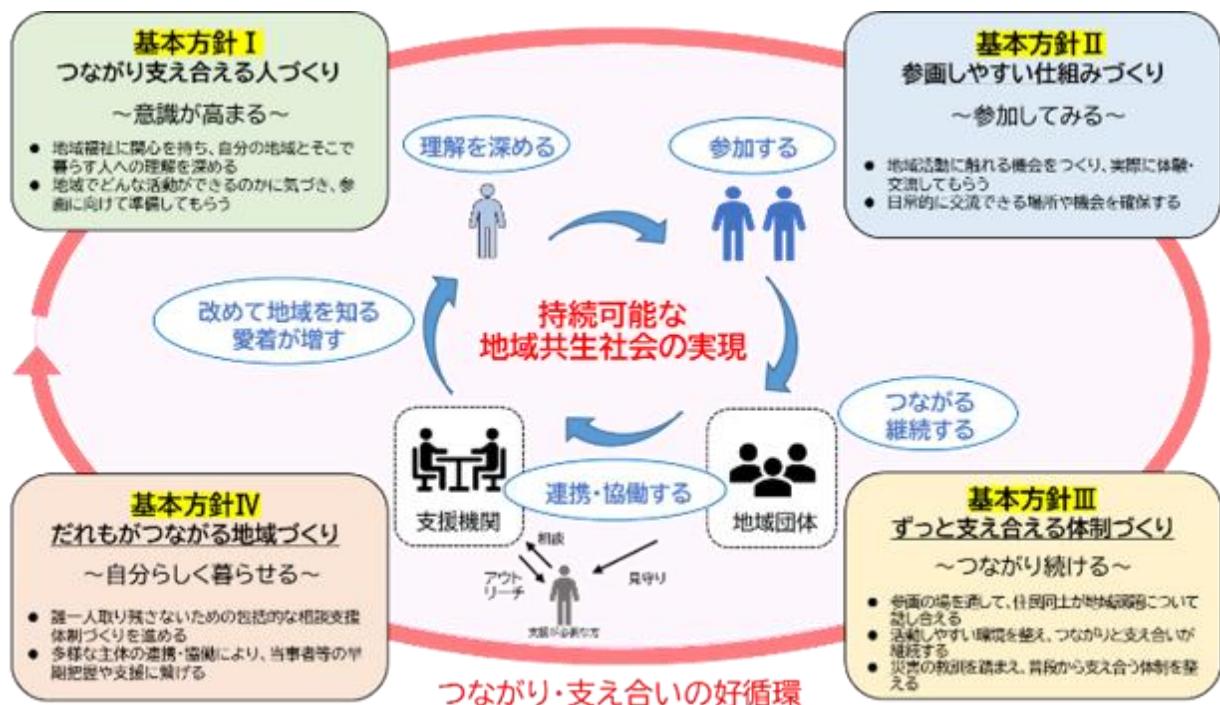
行政や、地域活動を行う団体等が、住民同士が主体となり地域課題について話し合い、解決に向けた取組ができ、また、地域での解決が困難な課題を相談できるような身近な相談窓口の整備等に取り組みつつ、地域団体等への情報共有や相互啓発等に取り組み、地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方などが地域で活動を継続できる環境づくりに取り組みます。

また、平成28年熊本地震等の災害の教訓を踏まえ、地域の高齢者や障がい者等、配慮を要する方々の避難支援など、普段から地域で支え合う体制整備に取り組みます。

基本方針IV だれもがつながる地域づくり <自分らしく暮らせる>

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、孤独・孤立問題等の課題が顕在化してきました。こういった複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するため、地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方などを対象として、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代にとらわれることなく相談を受け止め、解決につなげる支援体制を構築します。

複雑化・複合化する課題へ対応するため、多様な主体が連携・協働して、誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

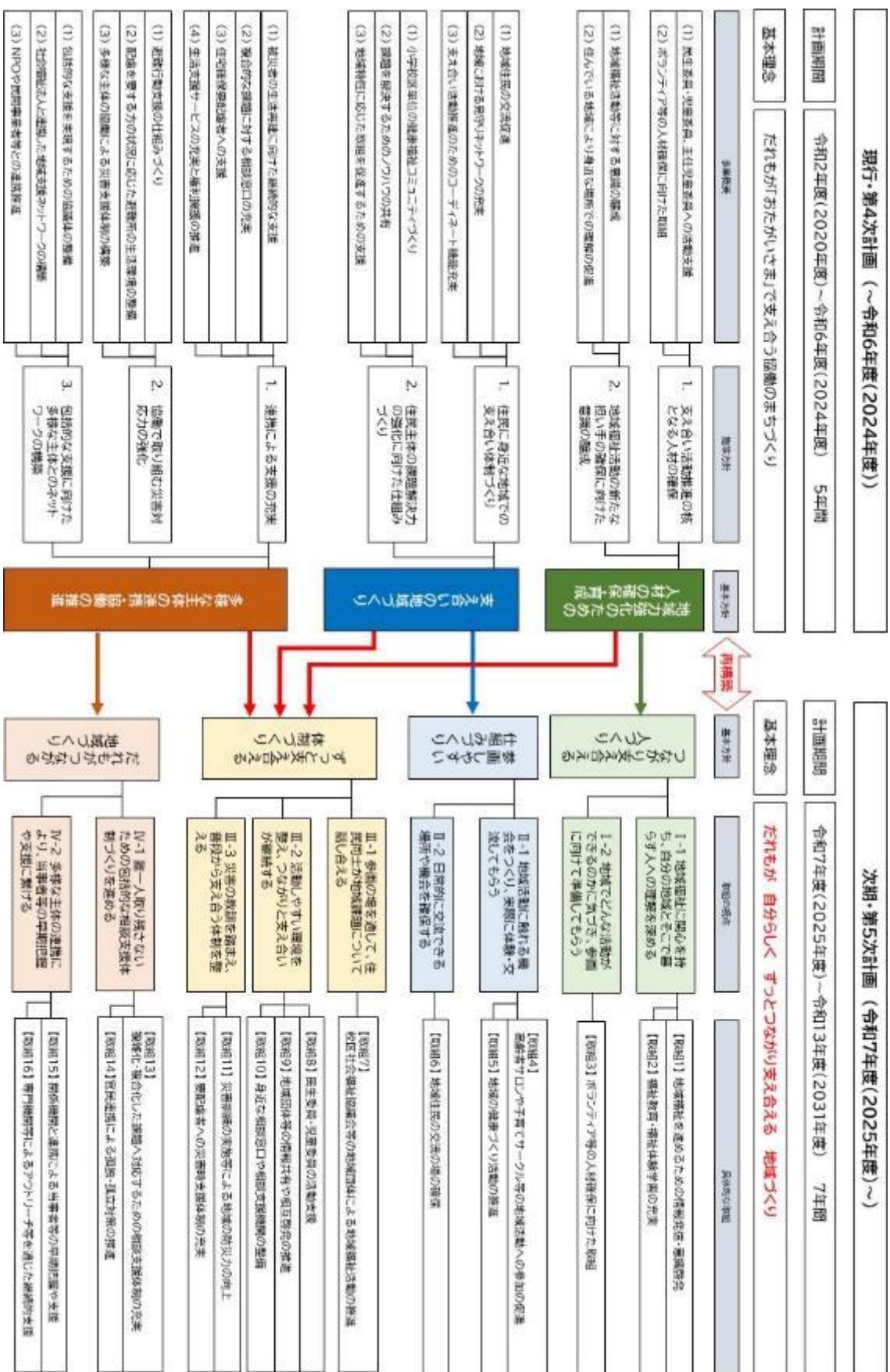


3 計画の体系

基本理念に基づく4つの基本方針に沿って、それぞれ取組の視点を分かりやすく設定したうえで、当該取組の視点に応じた16の具体的な取組を進めます。

基本方針	取組の視点(取組の主な対象)	具体的な取組
I つながり支え合える人づくり	意識が高まる (地域でどんな活動ができるのか分からぬ方・参加したことがない方など)	I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める
		I-2 地域でどんな活動ができるのに気づき、参画に向けて準備してもらう
II 参画しやすい仕組みづくり	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など)	II-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう
		II-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する
III ずっと支え合える体制づくり	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	III-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える
		III-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する
		III-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える
IV だれもがつながる地域づくり	自分らしく暮らせる (地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など)	IV-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める
		IV-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

【第4次計画と第5次計画の計画体系の比較】



4 施策の展開

基本方針Ⅰ つながり支え合える人づくり

基本方針Ⅰでは、「意識が高まる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、地域福祉への関心を深め、自分以外の人を理解し、思いやる心を育む意識づくりに取り組みます。

また、地域や身の回りの人とのかかわりあいの中で自分以外の人の視点に立ち、自分にできることを見つけたり、考えたりする機会をつくり、さらにそれを行動に移す準備をもらうための取組を進めます。

取組の主な対象

地域でどんな活動ができるのか分からぬ方・参加したことがない方など

取組の視点Ⅰ-1

▶ 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める

【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発

地域福祉活動に参加したことがない方や参加経験が少ない方は、地域でどの様な支援が必要とされているのか、自分が地域でどのような事ができるのかなどの知識や情報が不足しています。

より多くの住民が地域福祉活動に関心を持つるようにするために、地域住民等が相互に尊重し合い、支え合う意識を醸成する仕組みづくりに向け、まずは地域において自分ができる事を考えたり、見つけたりする事ができるよう、高齢者分野、障がい者分野等それぞれの分野におけるセンター等の養成や、出前講座等を実施するとともに、市民活動支援センター・あいぽーと等と連携し、ボランティア情報の発信や市民公益活動を活性化させるための研修会やイベント等に取り組むことで、気軽に地域福祉活動をはじめるきっかけを提供します。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
市民活動支援センター事業	市民公益活動を推進していくための活動拠点として、総合保健福祉センター・ウェルパルくまもと 1階に「市民活動支援センター・あいぽーと」を設置。窓口や電話でボランティアに関する相談を受け付け、団体とのマッチングやボランティアコーディネートを行う。また、広報誌(月刊紙、年2回刊)やホームページでのボランティア情報(団体の活動内容、ボランティア募集情報、助成金情報等)の発信や市民公益活動を活性化させるための研修会やイベント等を実施する。					
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	○
						市内全域

事業名等	事業概要					
出前講座	市民の学習活動を支援するため、本市や国の機関、病院や大学、その他の団体等の職員を講師として派遣し、業務の取り組み等について説明を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
交通安全活動	交通安全日(1日、10日、20日)や交通安全運動週間及び各地域の行事等にて交通指導を行い交通事故の防止及び地域住民の交通安全意識の高揚・啓発を図る。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	
主催講座開催経費	乳幼児から高齢者まであらゆる世代を対象として、市民ニーズに応える講座等を開催するとともに、行政課題や地域課題に応じた講座に取り組む。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
熊本市障がい者サポート制度	これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がい者と接する機会がなかつた市民の方にも、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある方への支援につなげるため、「障がい者サポーター研修会」や「障がい者サポートワークショップ」を実施。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
障がい者差別解消推進経費	障がいを理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を図るための啓発を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
地域活動支援センター運営費助成	日中活動及び憩いの場であるとともに、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施する。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
事業名等	事業概要					
ゲートキーパー養成	自殺対策として、悩んでいる人、自殺を考えている人のSOSに「気づき、必要な支援につなげる人=ゲートキーパー」の養成を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民

	◎				○		市内全域
オレンジリボンサポートー養成	児童虐待に対する市民の関心と理解を深めることによって、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応につなげることを目的としたオレンジリボンサポートー養成講習会を実施し、11月の児童虐待防止推進月間には、熊本城のライトアップやテレビ・ラジオ・SNSを活用した啓発活動を行う。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				◎		市内全域
市民企画講座 (公民館主催講座)	市民企画講座は、市民ニーズに合った講座の開催や、講座やボランティア活動等を企画することのできる人材の育成を目指すものであり、主に現代的課題(健康・福祉・人権等)をとりあげた講座を、市民グループが主体となり企画・運営を行う。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○					◎	各区
ボランティアコーディネータ養成事業	企業・学校・福祉施設等のボランティア担当者を対象に、ボランティアを受入れに関する知識と技術を学びボランティアを受入れる体制と連携の構築を図る。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
		◎			○	○	市内全域
ボランティア入門講座事業	ボランティア活動に興味や関心がある市民に向け、各種ボランティア団体等の取り組み内容を紹介し、地域づくりの担い手として人材育成を推進する。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
		◎			○	○	市内全域
中期経営計画の策定・推進	第5次計画の基本理念である『だれもが自分らしくずっとつながり支え合える地域づくり』をより具体的に遂行するため、市社会福祉協議会として組織体制の強化をはじめ財政基盤の確立、人材の確保・育成に向けた具体的な取組を推進するため、中期経営計画を推進します。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	◎					市内全域

ボランティア入門講座事業 ボランティアコーディネーター養成事業

「地域共生社会の実現」に向け、地域づくりの担い手としてボランティアの活躍が期待されています。ボランティア活動への興味や関心はあるものの、はじめの一歩が踏み出せない方も多くいます。

また、ボランティアを受入れる側のコーディネーターの存在も必要不可欠であることから、市社会福祉協議会では市民活動及びボランティア活動に関する市民向けの講座など開催し、ボランティア活動のきっかけづくりを図り、人材の発掘・育成に努め医療・福祉施設など連携の構築に取り組んでいます。

ボランティアコーディネーター養成事業風景



中期経営計画の策定・推進【市社会福祉協議会】

第5次計画を策定するにあたり実施した市民アンケートからは、市社会福祉協議会の知名度が低く、どのような活動をしているのか市民に十分に知られていないことや、広報や情報提供が不足していること、また、同じく実施した校区社会福祉協議会や民生委員アンケートからは、市社会福祉協議会の地域でのコーディネート機能の強化が求められていることが明らかとなりました。

そのため、第5次計画では、市社会福祉協議会の広報活動やボランティア情報の提供を強化し、市民向けの広報誌の発行、ホームページの充実、SNS のさらなる活用などを通じ、市社会福祉協議会の活動やボランティア情報を積極的に発信していくことで、知名度の向上や、ボランティアの募集・育成・支援を強化し、地域課題の解決に貢献できる人材を確保していきます。

さらに、社会情勢の変化による福祉課題の複合化・複雑化により、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にある課題が増えていることから、市社会福祉協議会職員には相談援助技術、課題対応力、地域との連携・協働による課題解決力が求められるだけでなく、住民同士の支え合い活動の強化など地域の福祉力向上のための支援力が求められます。そこで、市社会福祉協議会では、地域課題の解決に向けたコーディネート機能強化を目指し、地域福祉の計画的な推進を図るために、地域の力を引き出すための CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の育成に努めます。

また、市社会福祉協議会では、第5次計画の基本理念である「だれもが自分らしくずっとつながり支え合える地域づくり」を推進していくため、現行の基盤強化計画を引き継ぎ、「中期経営計画」を策定し推進しています。「中期経営計画」は第5次計画を推進していく期間における「将来ビジョン(その時点で到達すべき姿)」を考え、そのための「経営戦略(その姿に到達すべき道筋)」を示すものであり、年次事業計画を具体化する基準となります。

市社会福祉協議会は、「第5次計画」と「中期経営計画」の両計画をもとに、これまで培ってきた地域や広範で多様な主体とのつながり、長年の行政との連携による民間ならではの先駆性をもって、制度で対応可能な社会問題はもちろんのこと、制度の狭間にある問題解決に向け取り組んでいきます。

【取組 2】福祉教育・福祉体験学習の充実

地域福祉活動の担い手が不足する中、将来の地域福祉活動の発展に向け、中長期的な視点で今後の担い手を育成していくことも重要です。子どもの頃から、思いやりの心をもって助け合うことを学び、地域福祉活動に関心を持つてもらうことを目指し、教育機関等とも連携した福祉教育や、市社会福祉協議会が実施する車いす体験や介護体験といった福祉体験学習、子どもと高齢者の世代間交流の促進等の取組を推進します。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要						
心のバリアフリー 推進事業	心のバリアフリーを推進するための普及啓発を実施する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
ジュニアヘルパー 養成事業	○						市内全域
	小・中学生がジュニアヘルパーとして近隣の高齢者宅や住民主体の通いの場等を訪問し、話し相手や簡単な手伝いなどの見守り活動を行い、日常生活を通した世代間交流を図る。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
世代間交流促進事 業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○				○	
	「元気な高齢者」を講師に児童とその保護者を対象として、幸田地区内で農業体験や昔遊びを通して世代間及び地域住民の交流を図り、健全な児童育成や高齢者の健康寿命の延伸に繋げる。						小学校区
心の教育・体験学 習推進経費	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	小学校区
高校生ワークキャ ンプ	プロの職業人を招いた職業講演を実施したり、職場体験のナイストライ事業を通して、子どもの勤労観・職業観や感謝する心などの豊かな心を育むとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
ふくし出前講座の 強化	○				○		市内全域
	高校生を対象に、福祉施設等でお体験を通して福祉及びボランティア活動の促進及び自己啓発を図るきっかけをつくる。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
ふくし出前講座の 強化	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○		
	地域や学校、福祉関係団体、関係機関等と連携・協働を図り、あらゆる世代に対して啓発・学習・体験など様々な学びの場を提供し、地域共生社会の実現に向け、「ともに生きる」をテーマに学校教育に積極的に関わり福祉教育の推進を図る。						市内全域
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	○	○	○	○	○	市内全域

バリアフルレストラン in くまもとについて (心のバリアフリー推進事業)

「もしも世の中のほとんどの人が車いすユーザーだったら?」という社会を想定して作られたレストラン型体験プログラム“バリアフルレストラン”。

車いすユーザーが前提のレストラン内部は天井が低い、椅子が無いなど立って歩く人には過ごしにくい作りになっています。レストランの中に入ると、頭をぶつけないように腰をかがめながら歩いたり、立ったまま食事をしなければならなかったり、車いすユーザーの店員から「配慮しなければならない人」として接客を受けたりするなど“障がい(=バリア)“や疎外感を感じる体験することができます。

現実社会における多数派(立って歩く人)と少数派(車いすユーザー)が入れ替わった社会を疑似体験することで、「障がい」とは個人の心身機能に起因するものではなく、社会や環境によって作り出されているということ(=障がいの社会モデル)を直感的に学習することができるプログラムです。

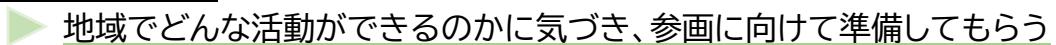
令和 6 年度には 2 日間の開催で計 334 人の市民の方が参加(来店)し、体験を通して社会や自身の中の「当たり前」について見直すきっかけとなりました。

バリアフルレストランは心のバリアフリーや障がいの社会モデルの概念について市民への理解の裾野を広げていくため、継続して事業を実施していく予定です。

バリアフルレストランの様子



取組の視点 I -2



地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう

【取組 3】ボランティア等の人材確保に向けた取組

地域福祉活動に参加したことが無い方や参加経験が少ない方に、地域福祉活動に参加してみたいと思っていただくためには、活動に必要な知識の習得のほか、安心して活動できる環境の整備が必要です。そのため、子育てや地域づくりといった各分野における担い手養成の取組を推進するとともに、ボランティア活動保険による活動中の備えの充実や、くまもとポイント事業や介護保険サポートーポイント制度による地域福祉活動等への参加のインセンティブの導入等、地域福祉活動への参加意欲の醸成に取り組みます。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
熊本市ボランティア活動保険制度	市が保険会社と契約を締結し、市民により自発的に構成されたボランティア活動団体等が行う、継続的かつ計画的な公益性のある活動に対して補償を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
くまもとポイント事業	マイナンバーカードと紐づけた専用スマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を導入し、平時は地域活動等への参加にインセンティブとなるポイントを付与するとともに、アプリ上で活動証明を発行する。また災害時は避難所運営や災害ボランティア受入れ等にも活用することで、的確な避難者支援や被災者支援につなげる。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
介護予防サポートー養成事業	地域における自主的な介護予防活動の担い手となる介護予防センターを養成。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
介護保険サポートーポイント制度	65 歳以上の市民で、センター登録のある方が、受け入れ機関として登録された施設や団体等で行うボランティア活動に対し、活動期間に応じて、換金可能なポイントを付与。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
市民後見人養成事業	後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための「市民後見人養成講座」及び修了生を対象とした「フォローアップ研修」を開催。このほか、成年後見制度の認知度を高めるべく「市民後見人啓発セミナー」を開催。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○				

事業名等	事業概要							
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度について、弁護士等の専門職後見人だけでなく、専門職以外の市民を含めた後見人を養成することにより、制度活用の充実を図る。							
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位	
◎	○							
							市内全域	
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをお願いしたい『依頼会員』と子育てのお手伝いをしたい『協力会員』が登録し、相互の援助活動を行う。 また、活動に必要な知識を習得するための講習会の実施及び希望する活動内容に合う会員同士のマッチングを行い、子育て援助活動の支援を行う。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○	○	市内全域	
子育てほっとサポート事業	地域における子育て支援の輪を拡大し、安心して子育てができるまちの実現を目指して、子育て経験者や子育て支援に関心を持っている方、保育士や幼稚園教諭等をされていた方等を地域の子育て支援ボランティアとして養成し、地域の子育てサークル等での活動を推進する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○	○	市内全域	
自主自立のまちづくり推進プロジェクト	各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減を図る。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○		町内自治会 隣近所	
地域学校協働活動等推進事業	地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進するため、市立学校に地域学校協働活動及びコミュニティスクールのモデル校(4校)を設置し、本市での本格導入に向けた検証等を行う。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							小学校区	
ボランティア育成事業	市民活動及びボランティア活動に関心のある市民向けの講座を開催し、人材の発掘・育成に努め医療・福祉施設等での連携の構築に取り組む。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
	◎				○		市内全域	
ボランティアマッチングの機能強化	ボランティアを「したい」と「してほしい」を効率的に結びつけ、より多くの人の参加を促します。地域の課題解決や社会貢献に繋がる活動の機会を創出し、持続可能な社会の実現を目指します。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
	◎				○	○	市内全域	

事業名等	事業概要						
安全なボランティア活動の推進	ボランティア活動中の様々な事故による活動者の傷害賠償責任について保障するボランティア活動保険や、ボランティア活動に関わる行事の参加者と主催者を対象としたボランティア行事用保険の加入窓口であり、事故があった時は報告書及び保険金請求手続き業務を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域

くまもとポイント事業

地域活動やボランティア活動の担い手確保や地域での助け合いを促進するため、令和6年3月にマイナンバーカードと紐づけた専用スマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を開発し、地域活動やボランティア活動の参加者に対してインセンティブとなるポイント制度を導入し、若年層を中心に幅広い世代の方の地域活動等への参加率を高めるとともに、災害発生時の避難所運営や災害ボランティアの受け入れ等にも活用することで的確な避難者支援や被災者支援につなげる事業です。

くまもとアプリは、平時はアプリ上で地域活動やボランティア活動等の参加者に対してインセンティブとなるポイントの付与および活動証明書を発行し、地域活動やボランティア活動等の活性化に取り組みます。

また、災害時は避難所受付や災害ボランティアの受け入れ等に活用し、より良い被災者支援につなげます。



街なか清掃の様子



ポイント付与の様子

【基本方針Ⅰの成果指標】

成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和13年度
日常において人権を意識している市民の割合	86.4%	95.0%
熊本市ボランティアセンターによる研修の参加人数	402人	750人
ふくし出前講座の受講者数	2,465人	3,000人

基本方針Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり

基本方針Ⅱでは、「参加してみる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、だれもが地域活動の担い手になることができるよう、地域活動に触れる機会をつくり、実際に参加してもらう取組を進めます。

地域住民同士のつながりが希薄化する中、普段から地域の人たちと顔見知りになり、声を掛け合える関係を築くことが大切であることから、多様な世代の人たちが気軽に集い、日常的に交流できる場所や機会を確保し、地域への参画を促します。

取組の主な対象

地域活動への参画の意識が高まってきた方・準備をしてきた方など

取組の視点 Ⅱ-1

- ▶ 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう

【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進

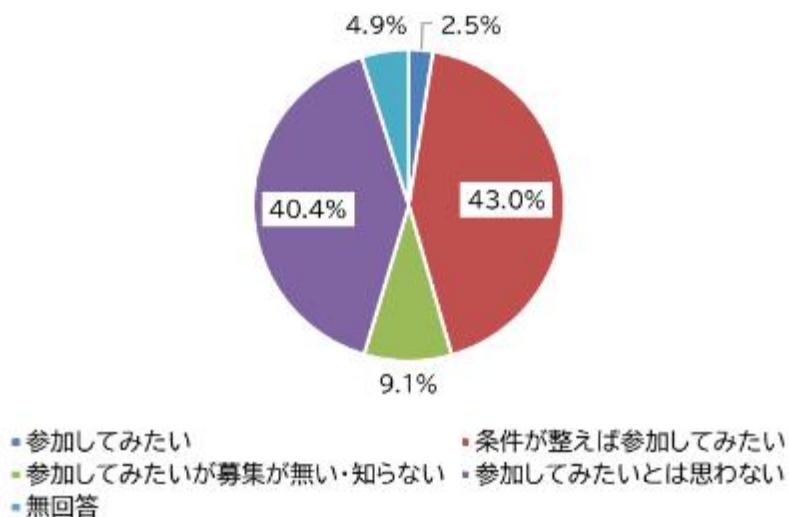
これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない方に対する、「今後、地域活動に参加してみたいと思うか」との市民アンケートでは、「条件が整えば参加してみたい」が43.0%、「参加してみたいが募集が無い・知らない」が9.1%と、地域活動に関心を持たれている方が半数を超える結果となっています。

地域活動に関心を持っている人々に、実際に活動に参加いただくためには、地域で行われている取組を知ってもらい、気軽に参加してもらえるような環境づくりが必要です。

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサークル」等の活動が、住民に身近な地域でより多く開催されるよう、活動への直接的な支援を行うとともに、町内自治会に関する広報へ支援するなど、地域において顔の見える関係を築いてもらい、実践しながら経験を重ねることができるような機会や場を提供することで、地域活動に関心を持った人々の「地域レビュー」を促進します。

<市民アンケート>

これまでに地域活動やボランティア活動に参加したことがない方に対する、「今後、地域活動に参加してみたいと思いますか」という質問への回答



(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
よかよかボランティア登録事業	市民活動支援センター・あいぽーとにて、ボランティア活動をしている、または活動しようとしている方を登録し、ボランティアの受入れが可能な団体等に紹介することで、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを図る。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	○
地域福祉経費	高齢者の健康推進と生きがい実践を目的とした地域福祉事業を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
植木ふれあい文化センター管理運営経費	高齢者の健康推進と生きがい実践を目的とした地域福祉事業を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					

事業名等	事業概要						
町内自治会に関する広報	今後の地域活動の担い手として期待する若年層の市民に対して、「町内自治会の活動は自らの生活に密接に関係している」ということについて、意識レベルでの定着を図るため、町内自治会そのものの存在意義や活動内容、役割等の基礎的な啓発を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
こどもふれあい農園	○				○	○	町内自治会 隣近所
	農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図ることにより、次代の社会を担う子どもたちの心豊かな成長と市民の健康づくりに寄与することを目的とする施設。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
ふれあい・いきいきサロン事業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						小学校区
	参加者同士の交流や地域に住む高齢者の健康づくりを目的とし、地域公民館等で実施。						
新たなこども食堂支援事業	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	○	○	○	○	○	小学校区
校区青少年健全育成協議会での見守り活動	市内のこども食堂のネットワークづくり及び未開設地域における新規開設を促進するための啓発活動を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
子育てサークル	○				○		市内全域
	参加者同士の交流や健康づくり、育児相談、育児支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
認知症高齢者声掛け訓練	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○		○	○	○		小学校区
	校区単位で認知症の人への対応実践や声かけ訓練を実施。						
ちよこっとパトロール	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○		小学校区
ちよこっとパトロール	地域住民の方々が日常的に行っているジョギングやウォーキング、ペットの散歩等について、「あいさつパトロール」をする防犯ボランティア活動。参加者には特典として、オリジナル着衣等を提供。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○					○	市内全域

事業名等	事業概要					
防犯巡回パトロール	地域や子どもの見守り活動、徒歩や青パトによる防犯パトロールを実施。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	市内全域
ボランティアセンター事業	ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア登録、活動相談員の養成を行うほかに、啓発事業として、市民ボランティア週間、災害ボラセン設置運営訓練、地域での災害活動支援、出前講座を実施。また、養成事業として傾聴、読み聞かせ、障がい者ガイドボランティア等地域ニーズに合わせた養成講座を開催する。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
		○				市内全域
学生ボランティアの育成強化	高校・大学等の学校と連携を図り、新たな地域福祉活動の担い手として育成を図る。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
		○			○	○

子育てサークル

乳幼児とその保護者が定期的に集まり、親子で自由に遊んだり、子育ての情報交換や悩みを相談し合うなど、地域で活動しているグループです。主に、小学校区毎に公民館やコミュニティセンター等で、校区の民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会、保育所関係者、ボランティア、各区役所保健こども課等の協力のもと、開催されています。

保護者同士の交流や知り合うきっかけ、あるいは子どもへの関わり方などを学ぶ機会にもなります。

子育てサークルの様子



【取組5】地域の健康づくり活動の推進

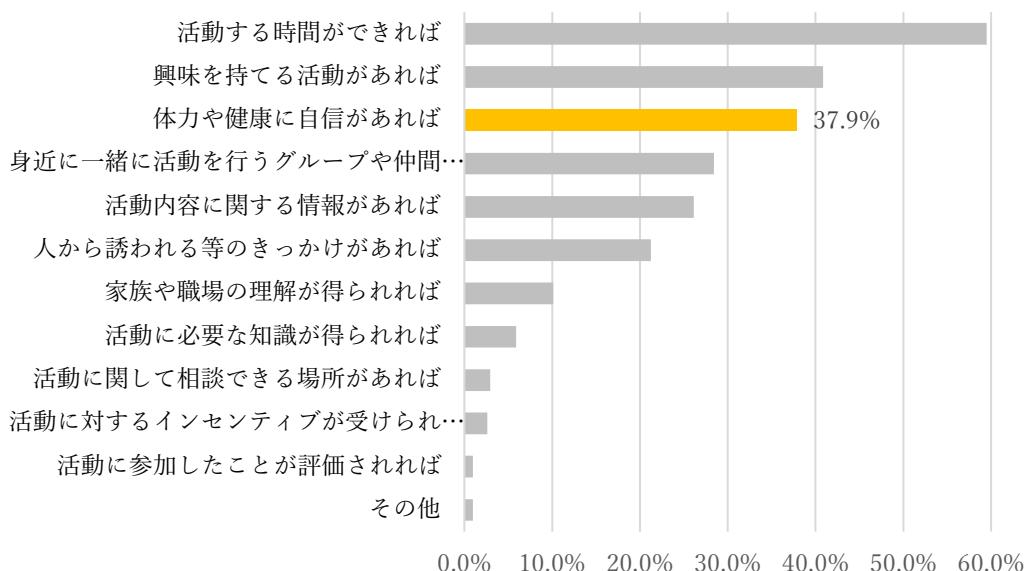
市民アンケートにおける「どのような条件が整えば参加してみたいと思うか」という質問では、「活動する時間ができれば」、「興味を持てる活動があれば」に続き、「体力や健康に自信があれば」が37.9%で3番目の理由となっています。

また、令和5年度熊本市総合計画市民アンケートでは、「自ら健康づくりに取り組む市民」の割合が7割近くを占め、さらに近年は増加傾向にあることから、健康づくりに関する取組に対して関心が高まっていることが伺えます。

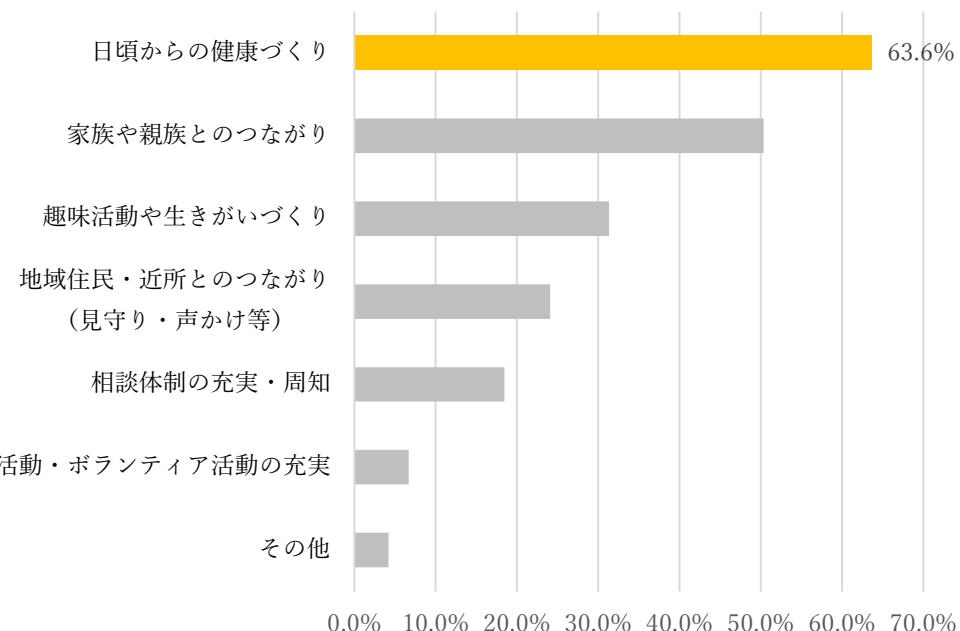
本市の地域福祉の推進にあたっては、従来から小学校区単位での健康づくり活動に取り組んでおり、その校区の特性に応じた住民主体の取組を行ってきました。引き続き、校区担当保健師やまちづくりセンターをはじめとした多様な主体の連携・協働により、校区の健康課題や健康づくりの目標を地域住民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取組を推進し、地域活動に参加してみるきっかけ作りを進めます。あわせて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるよう、住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援するとともに、前期高齢者や男性など健康への関心が低い人の運動習慣づくりに取り組めるよう、民間活力を活用した健康づくり事業を推進します。

<市民アンケート>

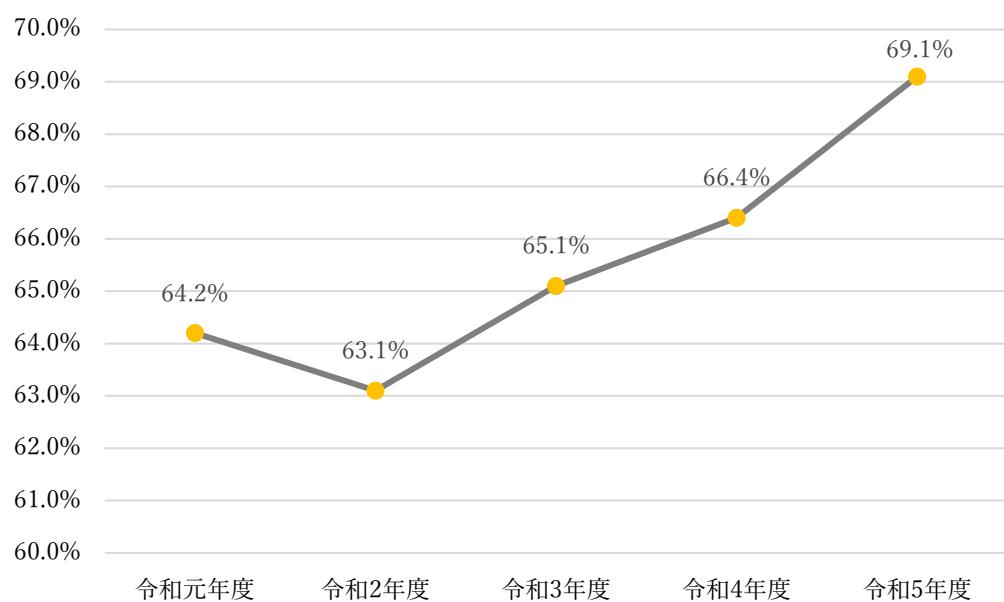
①「条件が整えば参加してみたい」を選ばれた方に対する、「どのような条件が整えば参加してみたいと思いますか」という質問への回答



②「コロナ禍の経験を踏まえ、改めて必要だと感じることはどんなことですか」



③「自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合」



(主な事業や取組)

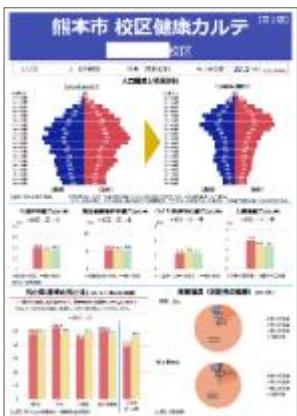
事業名等	事業概要					
地域介護予防活動 支援事業(くまもと元気くらぶ)	住民主体の通いの場において、介護予防のための体操等の活動を自主的に行う団体の活動に対して支援を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎	○	○	○	○	◎	小学校区
民間活力を活用した健康づくり事業	地元プロスポーツチーム等の民間企業と連携し、前期高齢者や男性など健康への関心が低い人の健康づくりや運動習慣づくりに取り組む。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
校区単位の健康まちづくり	住民どうしの交流促進によるつながりづくりや小学校区単位での健康課題の住民との共有、地域での推進組織の立ち上げなど、住民との協働による健康まちづくり活動を推進する。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎				◎		小学校区
食生活改善推進員養成講座 食生活改善推進員の地区組織活動支援	食生活を中心とした健康づくりのため、普及啓発活動を行う食生活改善推進員の養成及びその活動母体である食生活改善推進員協議会の活動を支援。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
○		○		◎		各区
8020 推進員養成・地域活動支援事業	8020 運動を推進するため、歯と口の健康づくりの普及啓発を行う歯科保健推進ボランティア(8020 推進員)の養成及び熊本市 8020 健康づくりの会に対する地域活動の支援。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
○		○	○	○	◎	各区

校区単位の健康まちづくり活動

本市では、平成 24 年度(2012 年度)から市民との協働による健康づくりをテーマとしたまちづくりに全市・全庁的に取り組んでいます。

小学校区を一つの単位とし、地域の健康課題を共有しながら、地域の特性に応じて各校区で様々な取組を行っています。

各校区の個性や特性を把握するためのツール「校区健康カルテ」を活用し、自治協議会等の地域団体だけでなく民間企業や学校など多くの実施主体とも連携しながら健康づくりの環境整備を進めています。



校区健康カルテ



実際の活動の様子

取組の視点 II-2

▶ 日常的に交流できる場所や機会を確保する

【取組 6】地域住民の交流の場の確保

地域住民の交流の場(居場所)には、そこでのふれあいを通して、仲間(つながり)づくり、健康づくり、生きがいづくり、支え合いなど様々な効果があるとともに、見守り機能やちょっとした困りごとの相談機能なども持ち合わせています。

そのため、年齢や性別、障がいの有無等により、「支える側」と「支えられる側」を固定することなく、誰もが何らかの役割を持つことができ、誰もが気軽に参加できるような「場」を地域の中で確保することが重要です。高齢者、障がい者やこどもなど、様々な世代の交流を促進する施設の設置や取組を実施するとともに、各地域の特性に応じた交流の場の提供や、住民主体の交流を促進するための各種支援などに取り組みます。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
公民館活動推進経費	SNS を活用した公民館活動の情報発信や ICT による利便性の向上等を図る。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
ふれあい文化センター管理運営経費	市内全域					
	人権啓発や福祉活動等を推進するとともに、施設及び設備の整備を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
植木ふれあい文化センター管理運営経費	○					
	市内全域					
	人権啓発や福祉活動等を推進するとともに、施設及び設備の整備を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
地域公民館活動助成経費	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
	小学校区					
	地域公民館における自主的な活動や施設の整備等に対して支援を行う。					
夢もやい館	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	
	町内自治会 隣近所					
夢もやい館	高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、自立生活の助長を図るとともに、次世代を担う子ども達の子育てを支援し、健全な発達を図ることを目的とする施設。加えて、相互の交流により地域社会のふれあいと連携を深めることにより、市民の福祉の向上に資することを目的とする。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○					
夢もやい館	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)					

事業名等	事業概要						
植木健康福祉センター	住民の生涯を通じた健康づくり、高齢者及び障がい者の社会参加を促進するための施設。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
在宅福祉センター 管理運営経費	在宅福祉センター(南部・東部)の管理運営を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
すこやか交流広場 管理経費	多目的広場及び子どもふれあい農園の管理を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						小学校区
老人憩の家管理運 営経費	老人憩の家の管理運営を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○		町内自治会 隣近所
老人福祉センター 運営経費	老人福祉センターの管理運営を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
介護予防支援事業 のための施設費	介護予防支援事業推進のための施設(南部万年青会館、東部はつらつ交流会館、お達者文化会館)の管理運営を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
希望荘運営経費	各種講座開催、地域活動支援センター事業、ふれあい総合相談の実施、福祉バスの運行、貸室の提供及び会館の管理運営を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
子育て支援センタ ー (地域子育て支援 拠点施設)	地域社会全体で子育てを支援する拠点として、子育てに関する相談や情報の提供、親子の交流等を行う子育て支援センターを設置する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	市内全域

事業名等	事業概要						
街なか子育てひろば事業経費	街なかの子育て支援の拠点施設として、子育てに係る相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
民間児童館活動事業助成	◎				○	○	市内全域
	地域児童の健全育成を図るため、地域の実情やニーズに応じた活動に取り組む民間児童館に対して支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
こども文化会館施設管理経費	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○		○	○	市内全域
	こども文化会館は、こどもたちが遊びや学びなどの様々な活動に主体的に参加し、自主性や創造性、豊かな感性、思いやりの心などを養う活動体験支援事業や子育て支援事業を実施している。こども文化会館は指定管理者により運営されており、今後も適切な維持管理を行う。						
勤労青少年ホーム事業経費	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○		○	○	市内全域
西原公園児童館管理運営経費	勤労青少年の教養を深め相互交流を促進するため、ニーズに即した講座・イベントを実施するとともに、若者が地域に貢献できる環境を作る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
熊本市児童館管理運営経費	◎		○		○	○	市内全域
	幼児・児童を対象として、幼児教室・児童クラブ・短期講座等のさまざまな事業を企画運営するとともに、地域子育てクラブ等の地域組織活動の育成を図る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
総合型地域スポーツクラブ関係経費	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○		○	○	市内全域
	幼児・児童を対象として、幼児教室・児童クラブ・短期講座等のさまざまな事業を企画運営するとともに、地域子育てクラブ等の地域組織活動の育成を図る。						
総合型地域スポーツクラブ関係経費	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				◎		市内全域

事業名等	事業概要						
出前講座	“空き家のあれこれ”について出前講座を実施。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
「あさひばリビング」の設置 (秋津まちづくりセンター)	まちづくりセンター(公民館)のロビーの一部を地域交流スペースとして開放し、多様な地域住民が利用しているという場所の特性とスペースの有効活用することで新たなコミュニティを生み、地域の活性化とまちづくりのアイデアを引き出す。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	町内自治会 隣近所
地域交流スペースの設置 (花園まちづくりセンター)	まちづくりセンター(公民館)のロビーの一部を地域交流スペースとして開放し、多様な地域住民が利用しているという場所の特性とスペースの有効活用することで新たなコミュニティを生み、地域の活性化とまちづくりのアイデアを引き出す。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	町内自治会 隣近所
地域交流スペースの設置 (北部まちづくりセンター)	まちづくりセンター(公民館)のロビーの一部を地域交流スペースとして開放し、こどもから高齢者までの多世代が心地よく楽しく過ごせる空間を提案し、「学びと実践の循環」の仕組みを醸成し、地域の活性化を図る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市
	○				○	○	町内自治会 隣近所
学習スペースの提供 (北部まちづくりセンター)	まちづくりセンターのロビーの一部を活用し、学習スペースとして解放することで子どもの居場所づくりを行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	町内自治会 隣近所

夢もやい館

夢もやい館では、資格保有者による介護予防トレーニング等を実施し、フレイル予防や高齢化対策の基盤作りを行っています。

また、子育てつどいの広場では様々なイベント、講座を開催しており、孤立しがちな子育て中の保護者同士のつながりを作ります。

さらに、保護者主体の自主サークルの立ち上げを支援し、より積極的な社会参加を促しています。

文化祭等による地域住民の交流や、トレーニング室、子育てつどいの広場を利用した、世代交流等の機会の創出に取り組みます。



つどいの広場での保護者運動



トレーニング室での教室

【基本方針Ⅱの成果指標】

成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和13年度
住民主体の高齢者の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数	811箇所	1,011箇所
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPO活動等)に参加した市民の割合	36.5%	46.7%

基本方針Ⅲ ずっと支え合える体制づくり

基本方針Ⅲでは、「つながり続ける」を基本的な視点として、3つの取組の視点を定め、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で地域課題について話し合える、支え合える体制づくりに取り組みます。

地域にどのような人が暮らしていて、どのような困りごとがあるのか、自分の地域の現状を知り、住民同士が地域の課題に向き合い、地域活動の担い手が活動しやすい環境を整え、支え合い活動や見守り活動を推進し、その活動が継続できるよう取り組みます。

また、災害時には、地域の高齢者や障がい者など配慮を要する方々の避難や日常生活等を維持するための支援体制が必要となることから、日頃から地域防災にかかる支援体制づくりに取り組みます。

取組の主な対象

地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など

取組の視点 Ⅲ-1

▶ 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える

【取組 7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進

「地域共生社会」を実現していくためには、地域福祉について関心を持ってもらうことからさらに一步進め、地域福祉活動に携わる人の裾野を広げ、地域力を高めていくことが重要です。そのためには、地域住民同士がお互いに顔が見える関係をつくることが求められるとともに、地域団体による継続的な活動が地域で広がっていくことが必要となります。

そこで、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域における様々な課題を地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として受け止め、地域活動に参画し、「地域の力」で課題解決に取り組むことができるよう、校区社会福祉協議会が課題解決に向けて主体的に行動する計画である「校区社協行動計画」の見直しを進めるとともに、地域団体の活動への直接的な支援などを通じて、住民主体の地域福祉活動の取組を推進します。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
地域公民館関連経費	地域公民館活動推進のため、各種研究大会、研修会への参加及び支援を行う。					
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」					主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	
	◎				○	町内自治会・隣近所

事業名等	事業概要						
町内自治振興育成経費	町内自治会に対する財政支援や研修会などを実施するとともに、加入促進に取り組み、町内自治会活動の支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎				○		町内自治会・隣近所
校区自治協議会支援経費	校区自治協議会の運営や課題解決に必要な事務的経費を補助し、役員研修会の開催による情報共有を通して、校区単位のまちづくりの支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎				○		小学校区
校区社協行動計画の推進	これまで策定した、地域福祉活動の中心を担う校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社協行動計画」の見直しを推進する。計画は住民座談会や地域アンケート等を用いて見直しを行う。関係組織は、市社会福祉協議会を事業実施のコーディネーターとし、健康づくり推進課、各区役所(総務企画課、まちづくりセンター、福祉課、保健子ども課)、高齢者支援センターささえりあ、障がい者相談支援センターが参加。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	○	○	◎	○	○	小学校区
地域支え合い型通所サービス (介護予防・日常生活支援総合事業)	介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者を中心に実施する、住民主体の通いの場の運営及び送迎に対し支援を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○	○	○	◎	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域支え合い型移動支援サービス	主に介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者が通院や買い物等をする場合において、地域住民が主体的に送迎前後の付き添い支援や通いの場への送迎を実施。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○	○	○	◎	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域支え合い型訪問サービス	介護予防を目的とし、住民ボランティア等の地域住民が主体的に、主に介護保険の要支援 1,2 及び総合事業対象者に対し、居宅において生活援助等の多様な支援を実施。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○	○	○	◎	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
地域ケア計画	高齢者支援センターささえりあに配置した生活支援コーディネーターが中心となり、小学校区ごとに地域資源を整理したもの。地域ケア計画を基に地域包括支援センターと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援につなげる。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎		○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)

事業名等	事業概要						
地域ケア会議推進経費	各地域包括支援センターで自立支援型地域ケア会議を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
子育て支援ネットワーク推進事業	各小学校区の子育て支援ネットワークに対して、各地区(校区)の特性に応じた「地域の子育て支援を考え、実践する仕組み」を作るために、各区役所保健こども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携しながら、各地域(校区)を支援していく活動を推進する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○		○	○	○	○	小学校区
まちづくり懇話会	区民の参画によって、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○		各区
地域コミュニティづくり支援補助金	地域が自ら行う地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○		町内自治会・隣近所
サロン活動支援マッチング事業	サロン実践者、サポート側のそれぞれに向けレクリエーション教室を実施するとともに、同時開催することでそれぞれのマッチングも行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○		町内自治会・隣近所
地域おこし協力隊推進経費	河内・芳野校区において「地域おこし協力隊制度」を活用することにより、地域の課題解決や活性化を図り、移住・定住の促進につなげていく。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○				○	○	町内自治会・隣近所
地域福祉推進シンポジウム	地域福祉に関する各種団体、機関等及び興味を持つ市民を一堂に会し、住民主体の地域福祉活動の報告、有識者や地域福祉活動実践者等によるパネルディスカッション、また、地域福祉実践者に向けた研修会を開催し、地域福祉活動への理解促進、意識醸成を推進する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	○	○	○	○		市内全域

校区社会福祉協議会行動計画の推進 ～ 託麻原校区社会福祉協議会における計画の見直し～

本市では、校区社会福祉協議会の活動指針となる「校区社会福祉協議会行動計画」を全95校区で策定するよう取組を進めており、令和5年度(2023年度)末時点では87校区が策定しています。

このうち、託麻原校区社会福祉協議会では、令和元年度(2019年度)に策定した計画を更新するにあたり、地域住民や関係機関が座談会に参加し、高齢者の体力作りや、サロンの輪を広げるなどの意見を出し合い、現状に即した計画となるよう検討が行われました。

今後も、各校区社会福祉協議会の活動が継続的に地域の中で広がっていくよう、市社会福祉協議会が支援を行っていきます。



取組の視点 III-2

▶ 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する

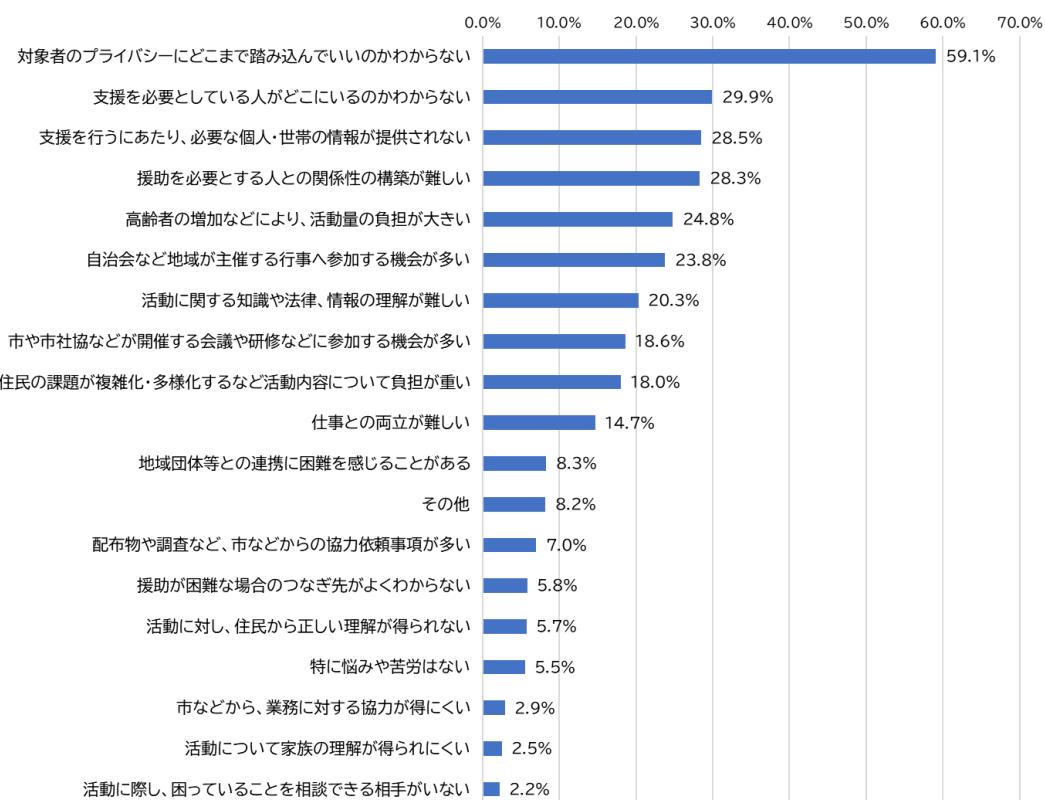
【取組 8】 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員をはじめとした地域活動の担い手の不足が深刻化する中、社会環境の変化に伴い、ヤングケアラーや 8050 問題など、地域における課題の複雑化・複合化も進展しており、担い手の負担はますます増加しています。

このままでは、さらなる扱い手不足の深刻化や支援者の支援疲れなどが懸念されることがから、地域活動の「支え手」を支援する、「支援者支援」の視点に立った取組が必要になります。そこで、地域住民の最も身近な相談相手であり、地域活動の中核を担う民生委員・児童委員の活動環境を整えるため、活動に要する経費の支給や、負担軽減、扱い手不足解消等についての継続的な協議の実施、民生委員協力員制度創設に向けた検討を通して、持続可能な地域活動の実現を目指します。

<民生委員アンケート>

「あなたが民生委員活動を行う中での悩みや苦労は どのようなものですか」



(主な事業や取組)

事業名等		事業概要						
民生委員活動等経費	民生委員・児童委員活動に要する経費を支給。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
	◎		○				市内全域	

事業名等	事業概要						
民生委員協議会助成	民生委員児童委員協議会に対する事業費等の補助を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎		○					
民生委員制度の地域への説明会	推薦準備会前などの時期に、各地域にて民生委員制度について説明を行い、町内自治会を始め各地域団体へ、民生委員活動や候補者の推薦等の協力を依頼する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	小学校区
市、市社会福祉協議会、市民児協三者協議	民生委員・児童委員の負担軽減、担い手不足解消等についての協議を実施。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
民生委員協力員等による活動支援	民生委員・児童委員の活動をサポートし、民生委員・児童委員の負担軽減・担い手育成を推進するため、民生委員協力員制度の導入や現行の民生委員制度の見直し等について検討を行う。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	町内自治会・隣近所
	◎		○				

民生委員協力員等による活動支援

民生委員協力員は、民生委員・児童委員の活動を補助し、民生委員・児童委員活動の負担軽減を行うとともに、将来の民生委員・児童委員の担い手育成を図る制度です。

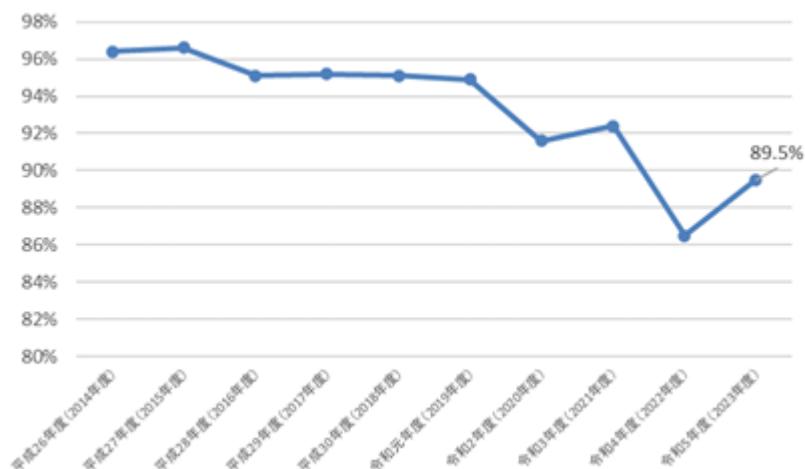
民生委員・児童委員の充足率は減少傾向にあり、民生委員・児童委員の成り手不足解消、負担軽減への取組が必要です。

本市でも、民生委員協力員制度の導入を検討するとともに、定年制度等の現行制度の検証と見直しについても検討を行い、民生委員・児童委員の負担軽減、担い手確保を推進します。

【民生委員協力員活動例】

- 地域の見守り活動の分担、訪問同行
- 子育てサークルやサロンの運営協力
- あいさつ運動等の地域行事への協力

<民生委員・児童委員の定員に対する充足率の推移(再掲)>



【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進

地域における様々な課題を「我が事」として受け止め、地域活動に参画した人々が、負担なく活動を継続し、主体的に地域の課題を解決していくため、使途が限定された公的財源の支援のみならず、「熊本市市民公益活動支援基金」など、全般的な地域福祉活動に活用できる財源について、これまで以上に活用されるよう周知を行うとともに、それぞれの地域特性に応じた取組に対して補助を行うまちづくり分野の制度の活用について、地域団体等への情報提供を行います。あわせて、地域団体が行う活動や優良事例について情報発信を行い、相互啓発を推進します。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要						
まちづくり地域優良事例集の作成	各区の地域住民や地域団体が取り組んできた、様々なまちづくりの取組について紹介する事例集を作成し、本市ホームページで紹介する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎				◎	○	○	小学校区
まちづくり推進経費	まちづくりに資する広報や地域担当職員の研修を実施する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎				○			市内全域
熊本市市民公益活動支援基金	市内外からの寄附を財源として、公益的な活動に対して助成する制度。団体からの助成申請に基づき、基金運営委員会が審査(書類審査・プレゼンテーション審査)をして、熊本市が助成決定する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎				○			市内全域
市民公益活動推進経費	市民活動支援センター・あいぽーとを拠点としたボランティア等の活動への支援や活動保険の適用等でボランティア活動者の裾野を広げる。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎				○	○	○	市内全域
市民公益活動支援基金経費	市民や事業者からの寄附を基金に積立て、それを財源として市民公益活動への助成を行い、市民公益活動の推進を図る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎				○	○	○	市内全域

事業名等	事業概要						
熊本各地区保護司会運営事業補助金	社会奉仕の精神を基調として、罪を犯した者の改善と更生を援護するとともに犯罪予防の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉と安定に寄与することを目的として、防犯、非行防止等の浄化活動に対する協力・援助や犯罪をなくし、社会を明るくする運動の展開、保護司の資質を高めるための研修等を行っている。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
校区青少年健全育成助成	◎	○	○	○	○	○	市内全域
	地域と行政が協働し心豊かでたくましい「生きる力」を備えた青少年の育成を図るために、校区青少年健全育成協議会の活動を支援する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
校区社会福祉協議会活動支援経費	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎				◎	○	小学校区
	市内に 95 団体ある校区社会福祉協議会の基礎的な活動にかかる経費について支援を行う。						
高齢者見守り事業 (地域包括ケアシステム推進経費)	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎			○			小学校区
老人クラブ団体助成	年間 9 ヶ月以上(新規結成クラブは 6 ヶ月)の活動実績がある、概ね 30 人以上の会員を有する老人クラブに対し助成を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
生活支援コーディネーター	◎	○	◎	○	○	○	小学校区
	平成 27 年度(2015 年度)から各高齢者支援センターささえりあに配置された、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を担う職員。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
地域支援員	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
	平成 30 年度(2018 年度)から地域で生活する障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に地域生活を継続していくために、地域の関係機関や多様な社会資源との連携による障がい者の地域生活支援体制を構築するための各種取組みを実施し、支援体制の充実・強化を図る職員。						
地域支援員	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域

事業名等	事業概要						
熊本市 結婚・子育て応援サイト	結婚から子育てに係る情報を発信するとともに、子育てサークル等の地域団体が実施するイベント等の情報も発信することで、地域団体の活動をサポートする。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○		市内全域
こどもの未来応援基金助成事業	子育てや児童を支援する活動、こども食堂の運営やフードバンク活動を行う団体等に対し、活動資金の一部助成を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○		市内全域
子育て支援情報提供事業	「結婚・子育て応援サイト」ホームページの運用や、「満1歳おめでとうカード」を満1歳時に送るなど、適切な時期に必要な情報提供を実施する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を専門職が訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児を健やかに育成できる環境整備を図る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎			○		○		市内全域
子育て支援アプリ	親子(母子)手帳の内容記録や予防接種スケジュール管理、医療機関や子育て支援施設検索、相談やイベント予約が可能なアプリを導入する。アプリを通じて年齢や居住地域に適した情報をプッシュ型で発信する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域
市 LINE を活用した地域活動の情報発信	市 LINE で地域団体等の活動について情報を発信。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○		町内自治会・隣近所
いきいき市民福祉基金	在宅福祉の充実、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加と自立促進、ボランティア活動の促進、児童福祉の向上、その他、地域福祉の推進に寄与する事業で、民間団体等が実施する対象事業へ助成することで自主的な福祉活動を促進する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
○	◎						市内全域

市民公益活動支援基金

これからの中づくりの一翼を担うNPOやボランティア団体等の皆様が行う市民公益活動を応援するため、資金支援の仕組として平成24年度に創設しました。市民公益活動(※)を担う団体の皆様の自主性、自立性を尊重した上で、より一層の活動の推進を図るため、市民の皆様、事業者の方々からの寄附によりこの基金は運用されます。

また、若い世代のボランティア等への関心の高まりを背景に、若い世代の考える市民公益活動の実践の機会を設けることで、活動を実践する若い世代及びそれを支える周囲の人々の市民公益活動への関心を高めるため、基金の設置10周年を迎えた令和4年度から、小・中学生や高校・大学生等を対象とした「こども・学生ボランティア助成」を実施しています。

(※)市民公益活動とは

公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいいます。(営利、宗教、政治活動は含まれません)



事業実施風景



事業実施風景(こども・学生枠)

【取組 10】 身近な相談窓口や相談支援機関の整備

民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等が把握した個人や地域の課題のうち、地域のみでは解決が困難な課題については、課題に応じた適切な支援先へ引継ぐとともに、その後も連携した支援を行う必要があることから、高齢者分野、障がい者分野、こども・子育て分野等、それぞれの分野ごとの相談窓口や相談支援機関の整備を推進します。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要						
外国人受入環境整備事業	外国人に対し、受入れ環境の整備を行うことにより、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、行政・生活全般の情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口として「熊本市外国人総合相談プラザ」を設置。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
○					○		
熊本市消費者センター	商品やサービス等についての相談や苦情など、消費生活に関する様々な相談を受け付ける。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
○							市内全域
配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護に向けた相談支援体制の強化及び関係機関等との連携を促進する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
○					○		市内全域
福祉有償運送	高齢者や障がいのある方など、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、運営協議会が認めた NPO 法人等が、自家用自動車を使用して有料の輸送サービスを行う。(利用目的は自由) 本市は事業者の新規登録・更新・変更登録、実績報告等にかかる事務及び熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会の運営(事務局)を実施する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
○					○		市内全域
住居確保給付金	離職中で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住む家を失っている方、または失うおそれのある方を対象として、原則 3 ヶ月間(状況に応じて最長 6 か月延長可能)、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
○							市内全域

事業名等		事業概要					
学習支援事業		親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯の子ども(中学生)を中心に学習支援を行い、高校進学及び中退防止に向けた支援を行う。					
		事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
生活困窮者自立相談支援事業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
就労準備支援事業		「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者本人及びその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を行い、必要に応じて生活困窮者の支援プランを作成した上で、プランに沿った包括的な支援を計画的に行う。					
		事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
家計改善支援事業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	○			○		市内全域
地域居住支援事業		就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための指導・ボランティア等を行うことで、日常・社会生活自立のための訓練を行う。					
		事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
高齢者権利擁護事業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
認知症コールセンター		保証人がいないことで賃貸借契約ができない恐れがある生活困窮者を対象として、公営住宅のほか、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、住み替え前後の社会資源へのつなぎ、市社会福祉協議会が実施する「住宅確保要配慮者支援事業」(保証人代行事業)へのつなぎや住み替え後の訪問等による定着支援まで、住み替えにかかる包括的な支援を行う。					
		事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
認知症コールセンター	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	○					日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
本市と熊本県高齢者・障害者虐待専門職チームとの間で業務委託契約を結び、高齢者支援センターささえりあや区福祉課等が虐待対応を行う際に専門的な助言をもらう。		コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種相談に応じるとともに、関係機関が行う支援へ適切につなぐ。					
		事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
認知症コールセンター	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎				○		市内全域

事業名等	事業概要						
(特)地域自立生活支援事業(高齢福祉課)	高齢者ケア付住宅への生活援助員の派遣や緊急通報装置の貸与を行う。						
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
(特)高齢者権利擁護事業	○						市内全域
	高齢者虐待問題に適切に対応することで、高齢者の権利や利益を擁護する。						
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
おでかけ IC カード	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
	市内を運行する路線バス、電車(JR除く)、市電について、障がい者は1割、高齢者は2割の負担で利用することができる。※通勤・通学には利用不可。						
緊急通報システム	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
障がい者福祉タクシー事業	独居高齢者等で、見守りの必要があると認められる方について、自宅等に通報システムを設置し、緊急時にボタンを押すことで緊急通報センターにつながり緊急対応を行う。						
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
障がい者燃料費助成事業	○						市内全域
	重度障がい者の生活拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する障がい者福祉タクシー利用券を交付する。						
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
成年後見制度利用支援事業助成	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
	知的及び精神障がい者に対し、成年後見制度利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。						
障がい者相談員設置経費	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域
本市が委嘱した相談員が各地域の身体障がい者及び知的障がい者の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。	本市が委嘱した相談員が各地域の身体障がい者及び知的障がい者の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。						
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○						市内全域

事業名等	事業概要					
障がい者虐待防止センター (障がい者虐待防止対策支援事業)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、市町村障がい者虐待防止センターを設置し、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
生活支援事業経費	障がい者の自立と社会参加を促進するため、中途失明者の社会復帰訓練等、視覚障がい者を対象に日常生活上必要な訓練・指導を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
障がい者福祉相談所	身体及び知的に障がいのある方に、身体障害者手帳や療育手帳の交付等に関して専門的な立場からの支援を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
ひきこもり支援センター	ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行っている。その他、他の関係機関との連携やリーフレット等による情報発信を行っている。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
こころの健康センター	市民のこころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援等を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
こどもの権利サポートセンター	学校内外を問わず、子どもの権利に係る相談を受け、事案の解決に向けた対応を行う。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎		○		○		市内全域
産前・産後ホームヘルプサービス事業	妊娠中及び出産後の体調不良等や多胎出産で家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。					
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎					○	市内全域

事業名等		事業概要						
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進しするとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立促進を図る。(市社会福祉協議会が実施)						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎	◎						市内全域	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
児童家庭支援センター運営事業	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
若者・ヤングケアラーサポートセンター	若者(18歳から39歳までの方)やヤングケアラーから電話・メール等でさまざまな相談を受け付け、必要に応じて助言、情報の提供、専門機関を紹介するほか、同行支援や訪問相談も行う。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、相談支援体制の整備や関係機関との連携強化を図る。その他、若者等が安心して過ごすことができる居場所の提供を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
妊娠相談支援体制強化事業	性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るとともに、予期せぬ妊娠に悩む方等に対し、伴走型支援を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
こども発達支援センター	0歳から18歳までの子どもの発達に関するさまざまな相談に応じ、発達に遅れや障がいのある子ども、またはその疑いのある子どもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みと一緒に考え援助を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
発達障がい者支援センター	関係機関等と連携し、発達障がいのある方々に対して相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発や研修活動を行う。また、発達障がい者地域支援マネジャーによる地域支援機能の強化を図るとともに困難事例への支援を行う。						主な活動の単位 市内全域	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○		市内全域	

事業名等	事業概要						
児童相談所	子どもの健やかな成長を願って、子どもの虐待・生活の乱れ等の問題の解決に向けて一緒に考えていく専門の相談機関。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎							
ふれあい収集	ごみを収集場所まで出すことが困難な世帯に対する支援として、ごみを玄関前まで収集に伺う。対象要件に該当する方に限る。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							市内全域
買い物弱者支援事業	平成 30 年度(2018 年度)に買物弱者の利便性向上に資する取組み状況(実施主体・実施手法等)を調査し、地域における買い物手段・手法の“ガイドブック(手引き)”を作成。令和元年度(2019 年度)に同ガイドブック「お買い物サポート便利帳」の配布を実施。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							市内全域
Saflanet(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなど、居住に課題を抱える方の住み替えについて、熊本市居住支援協議会にて電話相談窓口の設置や相談会を実施。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎					○		市内全域
住宅セーフティネットに関する民間住宅の登録促進	セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅)の登録を促進する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎					○		市内全域
市営住宅の供給	計画的な整備や入居管理の適正化を行い、真に住宅に困窮する世帯へ住宅を供給する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							市内全域
まちづくりセンター	地域の相談窓口としてまちづくりに関する相談受付及び関係部署等への取次ぎを行う。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	町内自治会・隣近所
◎							町内自治会・隣近所

若者・ヤングケアラー支援センター

若者・ヤングケアラー支援センターでは、専門の相談支援員が若者やヤングケアラーに関する様々な相談をお伺いし、その内容に応じて適切な支援機関に繋げるほか、同行支援や訪問相談といった積極的なアウトリーチ型の相談支援に新たに取り組み、若者やヤングケアラーが抱える課題の早期発見、早期解決を支援します。

また、若者やヤングケアラーが気軽に立ち寄れ、安心して自分の時間が過ごせる居場所も提供します。

若者・ヤングケアラー支援センター



居 場 所



取組の視点Ⅲ-3

► 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

【取組 11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上

平成28年熊本地震では、最大11万人に及ぶ市民が避難し、支援や配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等を含む多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされ、災害規模の大きさから、「公助」の限界が露呈しました。

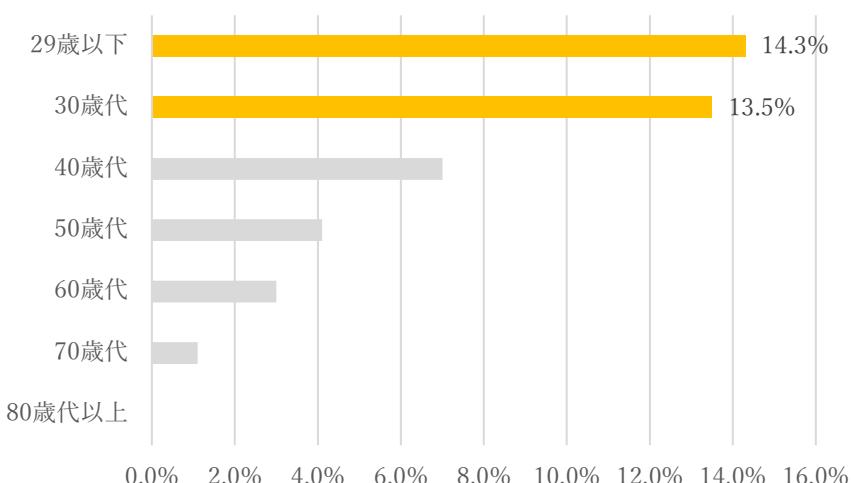
また、行政による「公助」だけではなく、市民同士の支え合いやボランティアの方々などによる避難所運営支援、被災者の生活支援活動など、「自助」「共助」の大切さを改めて認識するとともに、地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感する契機となりました。

しかしながら、その後のコロナ禍において、熊本地震の経験から自然発的に生じた地域の支え合いの意識が希薄化し、さらに30歳代以下の年代においては熊本地震を経験していない方が1割を超えてきている状況です。

近年は気候変動の影響等もあり、大規模な自然災害の発生が繰り返されていることから、今一度災害の教訓を振り返り、地域における日頃からの災害訓練や地域版ハザードマップの作成、イベント等での災害に関する情報提供・啓発等を行い、地域における防災力を向上させ、災害への備えをきっかけとした地域の関係性の再構築に取り組みます。

<市民アンケート>

「熊本地震を経験していない」と回答した方の年代別の割合



(主な事業や取組)

事業名等	事業概要						
校区防災連絡会開催支援	校区防災連絡会の設立、会議開催等の支援を行う。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
避難所運営委員会の設置推進	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○	○	小学校区
地域版ハザードマップの作成	避難所運営委員会の設立、会議開催等の支援を行う。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
地域版ハザードマップの作成	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○	○	小学校区
地域版ハザードマップの作成	地域住民が災害を自分自身の問題ととらえ、災害発生や避難の視点から地域(町内)の問題点の検証を行い、住民のつながりや地域防災力を高めるための地域版ハザードマップを作成する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
地域版ハザードマップの作成	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○	○	町内自治会・隣近所

事業名等	事業概要						
地域防災力強化促進事業	地域で防災士を養成するため、防災士養成講座を開催するとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域
避難所運営委員会活動支援事業	避難所運営委員会による避難所開設運営マニュアルの作成を促進するため、取組項目に応じて助成を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○	○	小学校区
災害ボランティアセンター	災害時に市からの依頼により設置し、災害ボランティアの受け入れ・マッチングを行い、(ニーズに応じた)日常生活復旧へ被災者支援活動等を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎	◎				○	○	市内全域
災害時に備えた啓発	イベント等において「災害時の口腔ケアコーナー」等を設置し、水がない時の口腔ケア方法や災害の備えについて情報提供を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○		市内全域
防災組織(校区防災連絡会、自主防災クラブ等)による防災訓練の啓発・支援	防災訓練や啓発活動等を通じ、防災情報の紹介や避難行動について住民に周知する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎					○	○	小学校区

避難所運営委員会

指定避難所ごとに設置するもので、平時から避難所運営のルールづくり(避難所開設・運営マニュアルの作成)等を行い、災害時に避難所の開設・運営を担当します。

構成員は地域団体、施設管理者(校長や代表者)、市職員(避難所担当職員)等です。主な活動内容として、避難所運営委員会の組織、活動班の決定(委員長、副委員長、総務班、福祉班等)、避難所開設・運営マニュアルの作成・修正、近隣にある地域の避難場所や屋外(車中)避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給等を行うこととしています。

平時から顔が見える関係を作つておくことで、災害時にも円滑に避難所の開設・運営を行うことを目的としています。



避難所での受付



避難所内のレイアウト検討

【取組 12】要配慮者への災害時支援体制の充実

災害に見舞われたとき、最も危険にさらされるのは、高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な「要配慮者」です。日頃から地域の交流・連帯感を深め、住民同士の助け合いを促すとともに、「避難行動要支援者名簿」の区役所等への配備や、災害時に円滑な避難行動を促すための「防災無線」等による災害情報の発信、「福祉避難所」についての理解促進のための広報・周知を推進することで、要配慮者への災害時支援体制の充実に取り組みます。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
災害時外国人支援システム（K-SAFE）	在住外国人・訪日外国人の事前登録者に対して、ホームページやメールでの多言語による災害支援情報の配信等を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎				○		市内全域
エリアメールによる緊急情報の配信	本市域を対象として発令する緊急情報を、通信キャリアよりスマートフォン等に配信する。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
防災基本条例推進経費	避難行動要支援者に対し、外部提供にかかる同意確認を行うとともに、優先度が高いと考えられる対象者に対しては福祉専門職の参画により個別避難計画の作成を推進する。また、地域及び福祉専門職への説明会等を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎	○	○	○	○	○	市内全域
避難行動要支援者制度	本市地域防災計画に定める要件に該当し、発災時等の避難に支援を要すると認められる方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、その外部提供に関し同意のある方の情報を平常時から避難支援等関係者へ提供するとともに、災害時にどのような避難行動を取るのかを記載した個別避難計画の作成を推進することにより、実効性のある災害時の避難支援体制づくりを行う。 また、平常時の見守り体制の充実と災害時における迅速な対応が可能となるよう、地域における災害時要援護者支援体制の構築に努める。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎	○	○	○	○	○	市内全域
防災行政無線及び緊急告知ラジオ	避難情報、避難場所の開設状況等を防災行政無線及び緊急告知ラジオで発信する。緊急告知ラジオは有償配布。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎						市内全域
福祉避難所	災害発生時、特に配慮を要し、通常の避難所での避難生活が困難な者が避難生活を送ることができるよう、障がい者福祉施設や高齢者福祉施設と協定を締結し、避難環境の整備を行う。 ※福祉避難所への避難にあたっては、市職員による判定が必要。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎	○				○	小学校区

事業名等	事業概要					
福祉子ども避難所	指定避難所等での生活が困難と判断される障がい児等とその家族を滞在させることを想定し、福祉避難所の一種として本市が定めたもので、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、事前に協定を締結した本市内にある特別支援学校内に設置する。					
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
◎					○	

避難行動要支援者制度

発災時等における要配慮者の避難行動に対する支援に関する取組として、本市では令和6年度まで、「避難行動要支援者名簿」と「災害時要援護者避難支援制度」の2つがありました。

令和7年度から、「災害時要援護者避難支援制度」への登録者を「避難行動要支援者名簿」の掲載対象者に含める形で、2つの取組を一本化し、分かりやすく実効性のあるものとするとともに、発災時に要配慮者がどのような避難行動を取るのかをあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成を推進することとしています。

平常時からの名簿情報の外部提供については、避難行動要支援者名簿に掲載された方の情報(氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援等を必要とする事由など)については、ご本人の同意が得られた場合に限り、平常時から避難支援等関係者に提供します。なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿に掲載された全ての方について、掲載情報を避難支援等関係者へ提供します。

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、「避難するときにどのような配慮が必要となるか」「誰が支援するか」「どこに避難するか」などを記載した発災時の避難行動計画のことです。

個別避難計画は、ご本人の意思(同意)により作成するものであり、必ず作成しなければならないものではありませんが、個別避難計画の作成を通じて、平常時からご家族や地域の関係者等と発災時の避難行動について自ら、そして一緒に考え、そのうえで作成した個別避難計画を共有しておくことは、災害対応の意識の醸成につながるとともに、避難支援の実効性をより高めることが期待されます。

実効性の高い避難支援体制づくりのため、可能な範囲で個別避難計画の作成に取り組んでいきましょう。

写真または図表挿入予定

【基本方針Ⅲの成果指標】

成果指標	基準値 令和 5 年度	目標値 令和 13 年度
民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	89.5%	100%
支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	43.5%	70.0%

本方針Ⅳ だれもがつながる地域づくり

基本方針Ⅳでは、「自分らしく暮らせる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、複雑化・複合化する課題へ対応するため、多様な主体が「丸ごと」繋がることによる、誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、孤独・孤立問題等の課題が顕在化してきました。こういった複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するため、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代にとらわれることなく相談を受け止め、解決につなげる支援体制を構築します。

取組の主な対象

地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など

取組の視点 IV-1

▶ 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める

【取組 13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実

本市では、地域だけでは対応が困難な課題を、各区役所やまちづくりセンター、様々な支援機関等が受け止め、適切な支援に繋げられるよう、分野横断的な支援体制の整備を推進してきました。しかし、近年では 8050 問題やヤングケアラーなどに代表されるよう、複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」にある課題への対応が求められています。

そこで、複合的な課題を抱える方や制度の狭間にいる方へ適切な支援が行き届くよう、「高齢者支援センターささえりあ」をはじめとした各相談支援機関などの引き続きの充実を図ることで、その解決に向けた包括的な支援を推進するとともに、各相談支援機関等において、個人や世帯が抱えた課題の状況に応じた適切な支援が可能となるよう、分野を超えた連携を促進し、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要						
配偶者暴力相談支援センター管理運営経費・困難な問題を抱える女性支援経費(仮称)	男女共同参画課相談室に女性相談員を配置とともに、民間DVシェルターへの支援、DV 防止啓発や法律相談、相談員研修会等を開催するほか、困難な問題を抱える女性への支援体制を充実させる。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎		○		○	○	市内全域	
権利擁護のための地域連携ネットワーク経費	成年後見制度の利用促進の中核機関として「熊本市成年後見支援センター」を委託により運営する。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎	○			○		市内全域	
地域包括支援センター(高齢者支援センターささえりあ)	地域の介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を担う、地域包括ケアシステムの中核的機関である地域包括支援センター。本市では、「高齢者支援センターささえりあ」という名称で日常生活圏域ごとに27箇所設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)、生活支援コーディネーターを配置。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
◎							
障がい者相談支援センター	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい者やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							
福祉総合相談経費	市民から寄せられる様々な福祉の相談を受け付け、担当相談窓口や関係機関と連携をとりながら、問題解決を図る。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							
熊本市生活自立支援センター 熊本市福祉相談支援センター	中央区、東区、南区に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課(中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置)にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎	○			○		市内全域	

事業名等	事業概要						
出産・子育て応援交付金事業	妊娠時から、妊婦や低年齢期の子育て世帯に寄り添い、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠期・出産期の「経済的支援」を一体として実施する事業を行う。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎							
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がない子どもたちを対象に安心・安全な居場所の提供を行い、子どもとその家族が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
妊産婦等生活援助事業	予期せぬ妊娠等について悩む妊婦のための相談窓口の設置を行うほか、各区保健こども課等と連携しながら特定妊婦等への支援を行う。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
子育て世代包括支援センター管理運営経費	妊娠届出を受け、親子(母子)健康手帳の交付を行う。専門職等が面接を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に繋げる。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
助産・母子生活支援施設措置経費	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入所させて助産を行うほか、保護または自立促進を必要とする母子の母子生活支援施設への入所措置を行う。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
地域担当職員の配置	平成 29 年度(2017 年度)から、各まちづくりセンターに、概ね2小学校区に1名の地域担当職員を配置。地域担当職員は、地域力の向上を目的に、地域からの相談対応、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援等を行うとともに、地域課題解決に向けた取組を通じて、地域の自主自立のまちづくりを推進する。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						小学校区
スクールソーシャルワーカー配置事業	いじめや不登校をはじめ生徒指導上の諸課題への積極的予防及び解消のためスクールソーシャルワーカーが家庭や関係機関との連携を図り、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域

事業名等	事業概要						
スクールカウンセラー配置事業	いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の諸課題への積極的予防及び解消のため、専門的カウンセリング等による対応を行うスクールカウンセラーを配置する。						
	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎							
発達や就学に関する相談を行い、児童生徒の健全な成長を支援する。						市内全域	
教育相談等経費	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
保護者からの学校教育に関するあらゆる相談に応じる学校教育コンシェルジュを設置する。						市内全域	
学校教育コンシェルジュ設置経費	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	◎						市内全域
行政、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関と連携し、住民の福祉相談窓口として、各種の福祉サービスや貸付関係、各種相談受付・対応及び関係機関等への取次ぎ、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などの地域福祉活動を実施。						市内全域	
市社会福祉協議会(本所、区事務所)	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	◎	○	○	○		市内全域
権利擁護・総合相談として、日常生活における判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス利用援助、後見人の受任等を行う権利擁護事業、生活福祉資金等の貸付けや民間賃貸住宅への入居時の保証等の総合相談事業を通じて多様な生活課題を抱えている方が地域で安心して生活を送るために支援を行うとともに、地域福祉活動支援として、民生委員児童委員や校区社会福祉協議会等からの相談対応、事業支援等を通じて地域福祉活動の活性化に向けた支援を実施。						市内全域	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	事業の実施主体「◎」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
	○	◎	○	○	○	○	市内全域

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは、地域で暮らす人々の生活を支える専門職です。高齢者や障害者、子育て中の家庭など、様々な人々の抱える課題に対して、相談に応じたり、必要なサービスにつなげ、より良い生活を送れるよう支援します。

また、地域の福祉サービスやボランティアなど、必要な資源を繋ぎ合わせ、地域住民同士の支え合いを促進したり、新しい福祉サービスの創出を図ったりするなど、地域全体でより良い福祉を実現するための活動を行います。

【取組●】●●風景

写真添付予定

【取組 14】官民連携による孤独・孤立対策の推進

地域のつながりが希薄化する中、コロナ禍における行動変容等によって、孤独・孤立に関する問題が全国的に顕在化しています。孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得るものであり、行政だけでは、すべての方へ支援を行き届けることが困難な課題もあります。

そこで、こうした課題に対応するため、NPO団体等多様な主体との連携・協働による孤独・孤立対策プラットフォームの枠組みの拡大や、地域協議会の設置等に取り組み、多様な支え手の連携・協働による孤独・孤立対策を推進します。

<「UCLA 孤独感尺度※」に基づく市民アンケート>

※「自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか」
 「自分は取り残されていると感じることがありますか」
 「自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか」

↑
高い
↓
低い
孤独の程度

	全体		
	R6熊本市	R5全国	差異
10~12点 (常にある)	3.1%	6.9%	-3.8pt
7~9点 (時々ある)	34.3%	40.1%	-5.8pt
4~6点 (ほとんどない)	31.9%	38.5%	-6.6pt
3点 (決してない)	28.2%	13.7%	14.5pt
無回答	2.4%	0.8%	1.6pt

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要					
孤独・孤立対策経費	「孤独・孤立」の問題に対して、関係機関と連携した支援体制の構築や広く市民に広報啓発等を行う。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○				○	
火の国会議	くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)が開催している「火の国会議」において、参加している人と行政、関係機関が、孤独・孤立化している被災者等要支援者への支援情報を共有し、必要な支援等につなげる場としている。					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○			○	

事業名等	事業概要					
アートの力を生かしたまちづくり事業	文化芸術を介し、人と人とのつながりをつくり、孤独・孤立の予防・解消や地域住民のウェルビーイングの向上をめざすとともに、その効果を測り実証する。(文化的処方の実施)					
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」					
市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
○				○	○	市内全域

熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

コロナ禍において深刻化している孤独・孤立に関する多様な相談等に対応していくため、令和4年度(2022年度)に「熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(孤独・孤立PF)を設置しました。

行政とNPO団体等が連携・協働して、様々な問題や悩みを抱えている方や相談先が分からず困っている家族等が気軽に相談できるよう、また、行政サービスだけでは不足する支援をNPO団体等の民間の力と合わせ、協力した支援を行っています。

今後も、孤独・孤立 PFへの参加団体(NPO、民間企業、社会福祉団体等)を幅広く募り、情報発信や普及啓発等を行いながら、様々な相談に対応していきます。

○孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ロゴマーク」



出典:内閣府孤独・孤立対策推進室ホームページ

取組の視点 IV-2

▶ 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

【取組 15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援

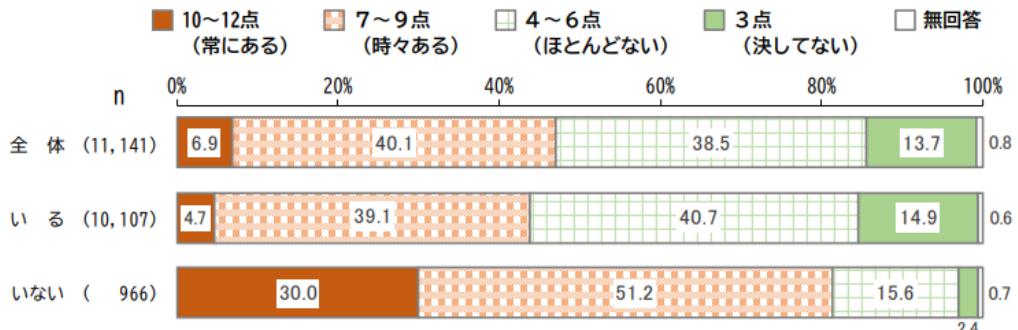
地域には、自宅に閉じこもりがちな高齢者、ひきこもりの若者、介護や育児をひとりで抱え込んでいる介護者や保護者、ヤングケアラー、生活困窮者、孤独・孤立に悩んでいる人等が存在します。

また、アンケート調査の中では、身近な問題を「相談しない」「相談先がわからない」との回答が多く、特に孤独・孤立の状態にある方等は「相談相手がない」傾向にあるなど、支援を必要とする方へ、適切な支援を届けることが課題となっています。

そこで、高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野ごとに市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するための協議体を整備するとともに、協議体間の情報共有・連携体制の強化を図り、「予防」の観点からのアプローチ等も行いながら、当事者等の早期把握や支援に取り組みます。

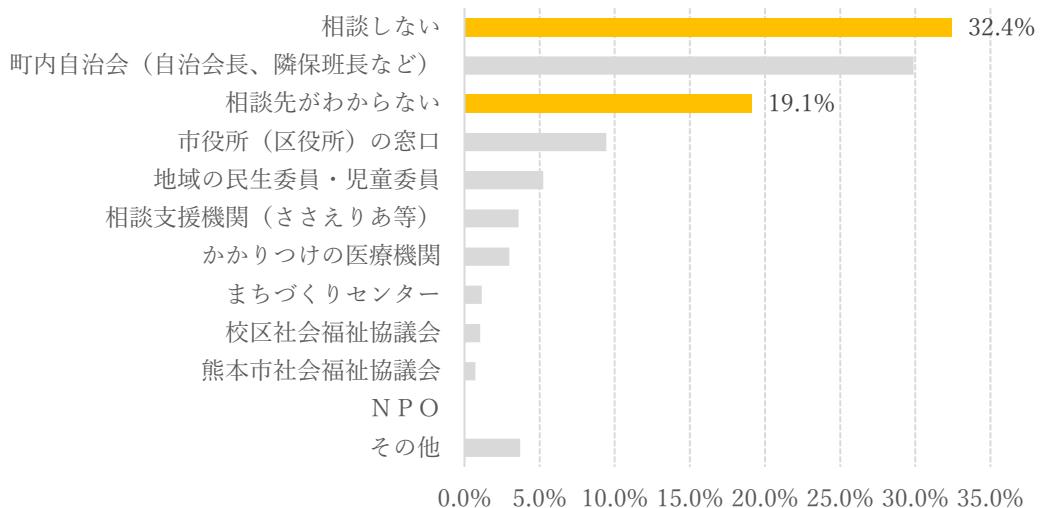
<令和 5 年度内閣府「人々のつながりに関する基礎調査」>

【図 1-41】不安や悩みの相談相手の有無別孤独感（間接質問）



<市民アンケート>

あなたは、地域における問題について、誰に相談していますか。あてはまるもの全てを選んでください。



(主な事業や取組)

事業名等	事業概要							
協働委託(地域委託)の実施	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」						主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
(震災)復興ボランティア連携推進経費				○			町内自治会・隣近所	
(震災)復興ボランティア連携推進経費	NPOとの連携による、被災者の日常生活支援や被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援等を行う。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
熊本市社会福祉審議会	○				○	○	市内全域	主な活動の単位
	社会福祉法に基づき設置する、社会福祉に関する事項を調査審議する附属機関。							
熊本市社会福祉審議会	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○	○	○			
地域協議会	社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が、地域公益事業(住民に対し無料・低額料金で需要に応じた福祉サービスを提供する事業)を行う場合に、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取するために開催する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」連携・協力団体「○」	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
地域協議会	○	○			○			市内全域

事業名等	事業概要						
生活困窮者関係機関等連絡会議	<p>地域における生活困窮者への支援体制に関する課題について、庁外を含めた関係機関と情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。</p> <p>【庁外関係機関】社会福祉法人 市社会福祉協議会、社会福祉法人 グリーンコープ、法テラス熊本、熊本市地域包括支援センター連絡協議会、熊本市居住支援協議会、熊本市公共職業安定所、くまもと若者サポートステーション、熊本市民生委員児童委員協議会</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎	○	○			○		市内全域
地域包括ケアシステム推進会議	<p>住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム(地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。)の推進を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルで設置。</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎	○	○	○	○	○	○	日常生活圏域 (地域包括ケア圏域)
(特)認知症施策総合推進事業	<p>認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人が容態に応じ必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制構築を図る。</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎	○	○	○	○	○	○	各区
熊本市障がい者自立支援協議会	<p>障がい者及び障がい児が、能力及び適正に応じ、住み慣れた地域で自立した生活を営むができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することを目的として設置する。</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域
熊本市障害者施策推進協議会	<p>障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関で、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議等を行う。</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域
精神障がい者地域移行支援部会	<p>精神障がい者を対象とし、課題について情報を共有し、関係機関との連携により、精神障がい者への支援体制を整備することを目的に協議等を実施する(熊本市障がい者自立支援協議会へ意見等を反映する)。</p>						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						主な活動の単位
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	
◎							市内全域

事業名等	事業概要							
地域精神保健福祉連絡協議会	精神障害がい者の社会復帰及び自立、並びに社会参加の促進を図るため、熊本市精神保健福祉連絡協議会を設置する。							
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位	
◎								
熊本市自殺対策連絡協議会	本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
地域自殺対策緊急強化事業	本市における自殺予防対策事業を行い、自殺対策の推進を図る。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎							市内全域	
妊娠・出産包括支援事業	地域における切れ目のない妊娠・出産支援強化のため、こども家庭センターにて、関係機関と連携・情報共有を図り、切れ目のない支援を実施する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○		市内全域	
子育てほっとステーションネットワーク会議	市全体や区ごと等に会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会等を実施する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○		市内全域	
要保護児童対策事業管理経費 (要保護児童対策地域協議会)	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成する。 各区こども家庭センター(保健こども課児童支援班)が調整担当機関となり、個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方、関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関等の責任体制を明確化している。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎		○			○	○	各区	
地域療育関連経費	ネットワーク型発達支援システムの構築や地域の支援体制の充実等のため、会議開催や発達支援ネットワークづくり等の取り組みを行う。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
◎					○		市内全域	

事業名等	事業概要						
児童虐待防止対策支援事業	児童虐待に対して、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制を確保する。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
◎							
						市内全域	
業務中に虐待が疑われる事例があった場合の関係機関への情報提供	救急業務中に虐待が疑われる事例があった場合、速やかに関係機関(搬送医療機関、各区役所保健子ども課、児童相談所)に報告するとともに、消防局児童虐待防止チェックリストを活用し、虐待の早期発見に努めている。あわせて、児童虐待防止対応フローを定め、組織内連絡体制を職員に周知している。						主な活動の単位
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	市内全域
◎							

地域包括ケアシステム推進会議

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、今後は、医療・介護人材の確保がますます困難となる一方で、医療や介護のニーズはさらに増加すると見込まれているため、高齢者を地域全体で支える仕組みである「地域包括ケアシステム」をさらに充実させる必要があります。

このような中、熊本市では、平成30年度から保健・医療・介護・地域などの関係団体からなる「地域包括ケアシステム推進会議」を日常生活圏域、各区、市域の各階層に設置し、各階層の会議を連携させることで、各日常生活圏域から各区へ、そして市域へと地域課題を抽出して、情報共有を図るとともに、地域課題の解決に向けた様々な取組について、関係者で検討を進め、具体的な取組を実施しています。



地域包括ケアシステム推進会議風景

【取組 16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

周囲になかなか相談できない人が抱える課題については、地域で実際に生活していたり、課題を抱えている人の身近にいたりしなければ早期の発見が難しい場合がほとんどであり、また、早期把握につながったとしても、認知症高齢者や知的・精神障がい者等への支援は、専門的な知識が不可欠です。

そのため、支援を必要とする方のところへ直接出向き、問題を把握し、必要な支援につなぐため、専門機関等によるアウトリーチによる支援等を通じた継続的な支援に取り組みます。

(主な事業や取組)

事業名等	事業概要							
同行援護給付費	移動に著しい困難を有する視覚障がい者(児)の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する。							
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位	
○								
居宅介護給付費	日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)への入浴や排泄、食事の介護等の居宅サービスを提供する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
○								
重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者等であり、常時介護を要する障がい者への入浴や排泄、食事の介護等の居宅サービスを提供する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
○								
(特)在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅生活を支援する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進する。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
○								
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安を抱える子育て家庭及び妊娠婦・ヤングケアラーがいる家庭へホームヘルパー等が訪問し、家事・育児等の支援を行う。						主な活動の単位	
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」							
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民		
○								

事業名等	事業概要						
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
ひとり親家庭等日常生活支援事業	◎						各区
	母子家庭・寡婦及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。						
	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
訪問指導事業	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
	校区を担当する保健師が、乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。						
地域生活支援員	事業の実施主体「○」 連携・協力団体「○」						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域

地域生活支援員

地域生活支援員は日常生活自立支援事業における専門員（市社会福祉協議会の職員）と協力し、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう定期的な訪問を行い、本人の意思を尊重しながら地域住民の目線で見守り支援を行う活動です。

日常生活自立支援事業とは、認知症や障がいにより一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と本人との「契約」に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管などの支援を通して高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

【取組●】●●風景

写真添付予定

【基本方針IVの成果指標】

成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和13年度
「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数 (年間)	1,336 件	2,000 件
健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合	49.9%	60.0%
孤独感の程度が高い市民の割合	37.4%	25.0%

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいを持ち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることができますます重要となっています。

そこで、本市においては、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていくものです。

2. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力に課題を抱える方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援する、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して少ない状況です。このようなことから、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市においては令和2年に「熊本市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進のための取組や地域連携ネットワーク体制の整備を進めてきました。

このような中、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える役割を果たしており、その推進をうたっています。

そこで本市においても、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体による権利擁護支援の地域連携ネットワークのより一層の充実など成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めるため、「第 2 次熊本市成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

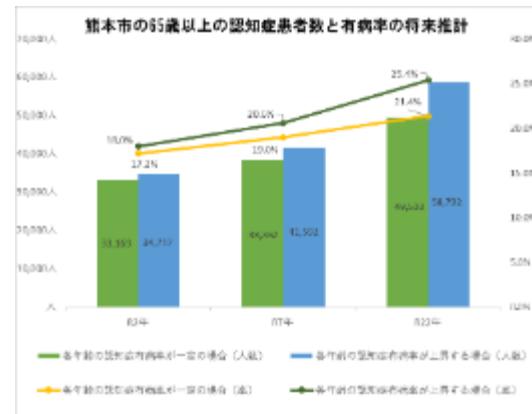
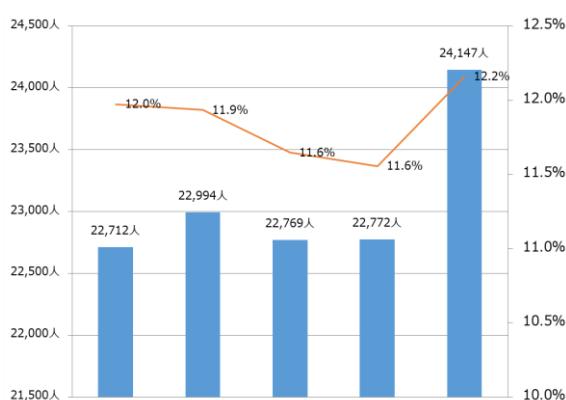
なお、権利擁護支援(成年後見制度を含めた総合的な支援)は、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤であり、その目的は第 5 次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「だれもが自分らしくずっとつながり支え合える地域づくり」と方向性を同じくすることから、両計画を一体的に策定します。

2 計画に係る現状と課題

1. 熊本市・熊本県・全国における成年後見制度の利用状況等

(1)認知機能の低下がみられる高齢者数の推移 ※熊本市

- 認知機能の低下がみられる高齢者は増加傾向にあり、少なくとも高齢者の約12.2%以上を占めると推察される。
- 国の資料を参考に熊本市の認知症高齢者数を推計すると、令和2年度(2020年度)の約3.3万人から令和22年(2040年)には約5万人から6万人に増加すると見込まれている。
- 要介護認定、または認知症の診断を受けていない認知症高齢者も少なからずいるため、このグラフにある数字以上に認知症高齢者は増加傾向にある。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数と比較して、成年後見制度等の利用者数は少なく、必要な方が必要な制度を活用されていない可能性がある。



	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
■ 成年後見	1,026 (73.7%)	1,059 (72.7%)	1,096 (72.3%)	1,114 (71.9%)	1,088 (70.5%)
■ 保佐	270 (19.4%)	289 (19.9%)	302 (19.8%)	316 (20.4%)	334 (21.6%)
■ 補助	84 (6.0%)	92 (6.3%)	100 (6.6%)	99 (6.4%)	105 (6.8%)
■ 任事後見	13 (0.9%)	16 (1.1%)	18 (1.2%)	20 (1.3%)	17 (1.1%)

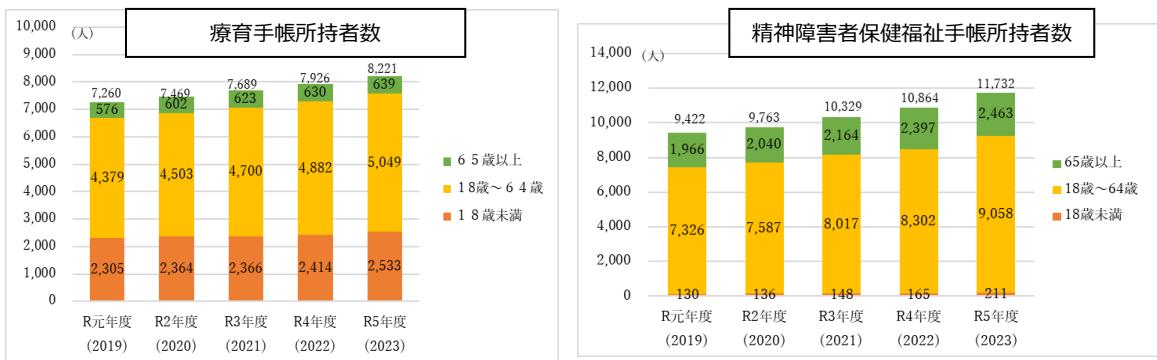
出典：内閣府作成資料に基づき独自作成。（上記「熊本市の認知症患者数」には、要介護認定を受けていない方が含まれないため、「認知症患者数」とは大きく異なる。）

(注)認知機能の低下がみられる高齢者は、要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa(※1)」に該当する者。要介護認定の新規申請者の一部及び更新・変更申請者の一部(更新・変更時点で従前より状態が重度化し新たに該当するようになった者)の人数であるが、令和2年2月から令和5年3月まで、新型コロナウイルス感染症に伴う要介護認定の特例措置により、更新申請については基本的に有効期間を延長する措置をとったため、この期間において更新申請に伴う「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa」の新たな該当者数が著しく減少し、認知症高齢者数も減少したものと推察される。

(※1)家庭外で、買い物や金銭管理等それまでできたことにミスが目立つなどの状態が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。

(2)年齢階層別 障害者手帳(療育・精神)所持者数の推移 ※熊本市

- 令和 5 年度(2023 年度)の療育手帳所持者数は、令和元年度(2019 年度)と比較して約 1,000 人増加しており、約 13%伸びている。特に、中・軽度(B1・B2)の手帳所持者の増加が顕著である。
- 令和 5 年度(2023 年度)の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度(2019 年度)と比較して約 2,300 人増加しており、約 24%伸びている。特に、2 級の手帳所持者の増加が顕著である。
- 今後も、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加していくものと考えられる。



等級別の療育手帳所持者数

等級	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
A1・A2	2,533	2,581	2,621	2,654	2,697
B1・B2	4,727	4,888	5,068	5,272	5,524
計	7,260	7,469	7,689	7,926	8,221

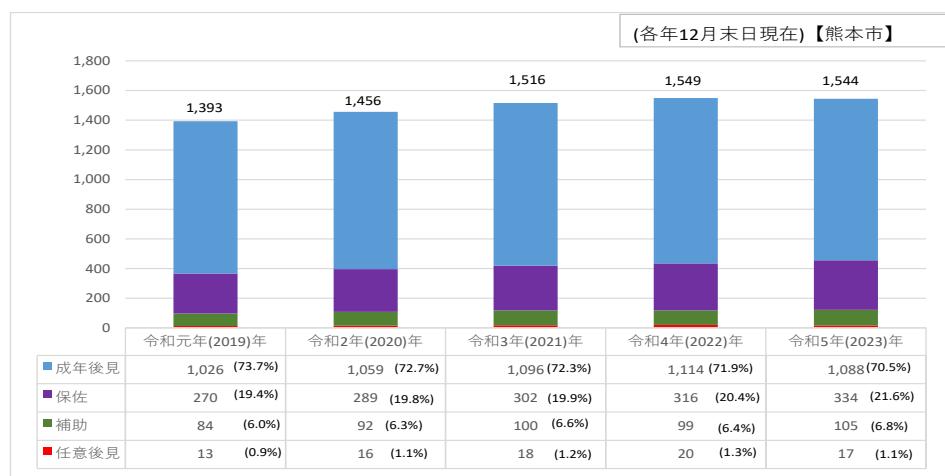
等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

等級	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1級	1,130	1,105	1,134	1,113	1,061
2級	6,505	6,680	7,008	7,395	7,940
3級	1,787	1,978	2,187	2,356	2,731
計	9,422	9,763	10,329	10,864	11,732

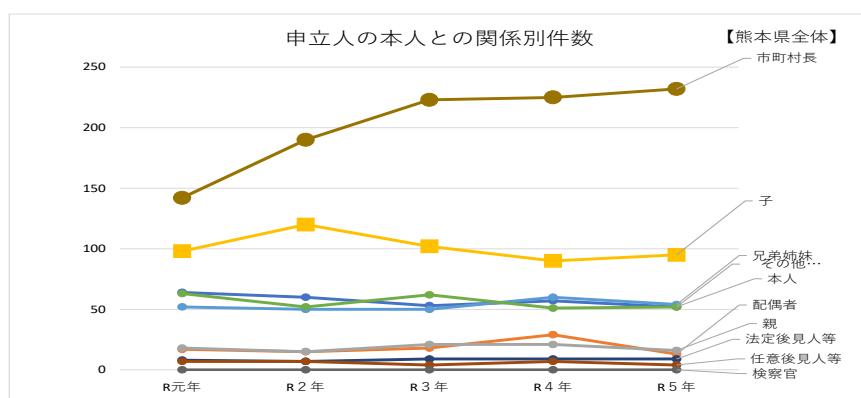
(3)成年後見制度の利用者数の推移 ※熊本市全体

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和5年(2023年)12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が70.5%、保佐の割合が21.6%、補助の割合が6.8%、任意後見の割合が1.1%である。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数(1)や知的・精神障がい者数(2)の増加の伸びと比較して、成年後見制度の利用者数は増加の伸びが追いついておらず、十分に制度が活用されていない可能性がある。



(4)申立人の本人との関係別件数 ※熊本県全体

- 申立人については、市町村長が最も多い、次いで本人の子であり、親族や後見人等による申立てがほぼ横這いであるのに対し、市町村長申立てが増加傾向にある。



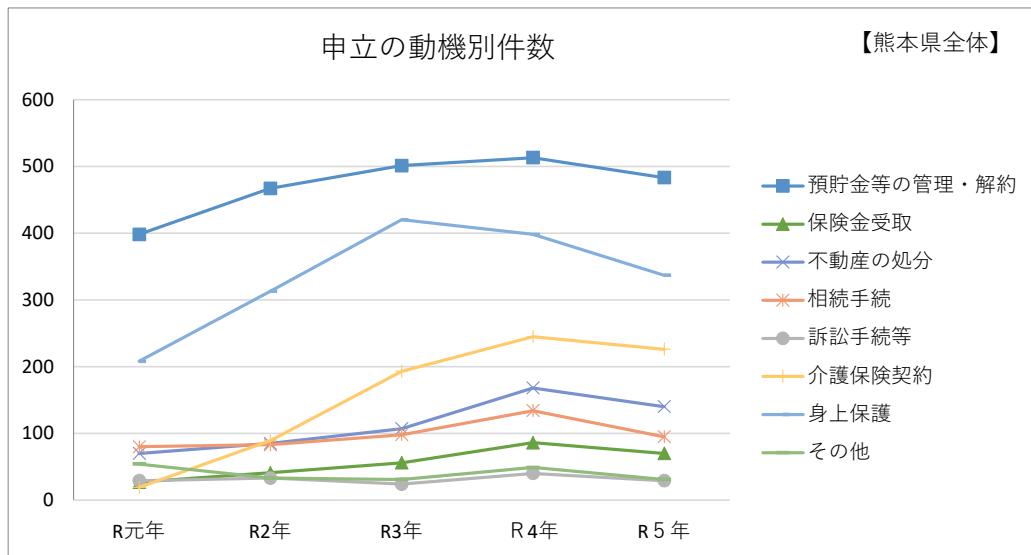
※家庭裁判所の提供データより作成

(注1)後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2)「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、4親等内の親族をいう。

(5)申立の動機別件数 ※熊本県全体

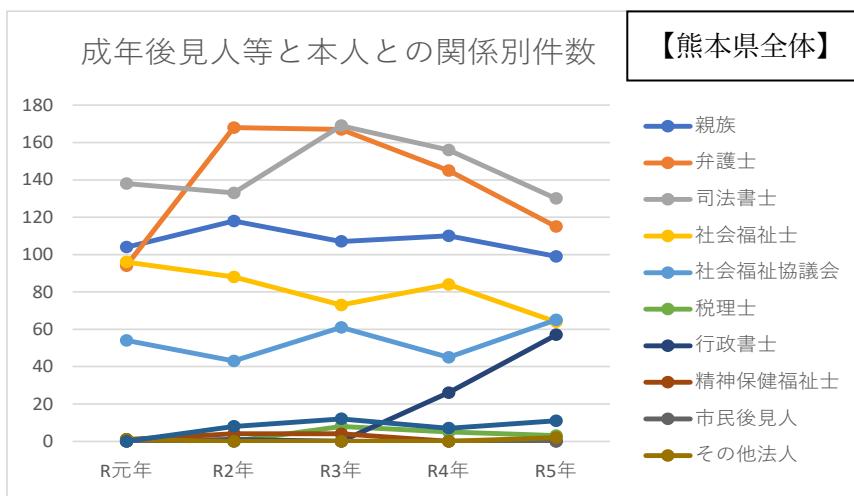
- 主な申立の動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多い、次いで身上保護、介護保険契約と続いている。



※熊本家庭裁判所提供データより独自作成

(6)新規受理件数における成年後見人等と本人との関係別件数 ※熊本県全体

- 成年後見人等と本人との関係については、司法書士が最も多い、次いで弁護士、親族の順に多いが、令和3年(2021年)より行政書士の件数が増加している。



※熊本家庭裁判所提供データより独自作成

(7)市民後見人養成への取組状況 ※熊本市

①市民後見人養成講座修了者

- 10日間の研修カリキュラムで、基礎研修及び実践研修(成年後見制度の基礎、成年後見の実務、高齢者施策・介護保険制度等)を行っている(市社会福祉協議会に委託して実施)。
- 平成25年度(2013年度)より開始し、これまで97人が受講
 - ※ 平成28、29年度は熊本地震により中止
 - ※ 令和元年度はフォローアップ研修のみ開催
 - ※ 令和2年度はコロナの影響により中止

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数			16	10	5

②市民後見人フォローアップ研修受講者

- 市民後見人養成講座の修了者に対し、さらに実践的な知識や技術を習得するための研修を行っている(市社会福祉協議会に委託して実施)。
- 平成26年度(2014年度)より開始し、延べ212人が受講
 - ※ 令和2年度はDVDの視聴による方式で開催

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	25	36	10	32	35

③市民後見人バンク登録者

- ①市民後見人養成講座を修了し、市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の地域生活支援員として登録され1年以上の活動を経験し、かつ、②市民後見人フォローアップ研修を受講している方のうち、希望者を市民後見人バンクに登録している(市社会福祉協議会の事業として実施)。
- 令和6年(2024年)3月末現在、登録者数は11人

④法人後見協力員

- 後見業務の経験を積むため、③市民後見人バンク登録者の中から市社会福祉協議会より選任され、雇用契約を締結し、市社会福祉協議会が受任した成年後見人等業務の一部を担う(市社会福祉協議会の事業として実施)。
- 令和6年(2024年)3月末現在、協力員数は9人。
※うち市民後見人は5人。

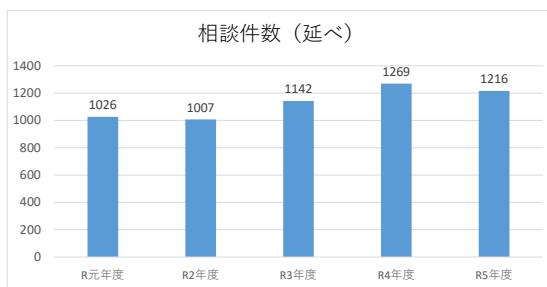
(8)成年後見支援センターへの相談内容内訳

令和5年度 相談内容（件）

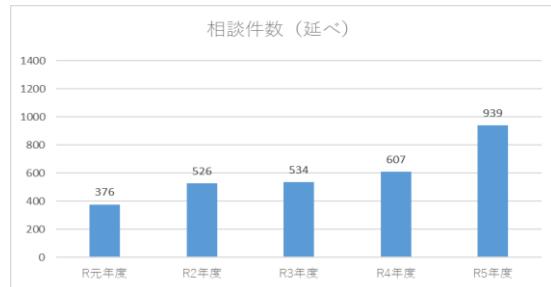
	問い合わせ	権利擁護	制度説明	申立支援	後見人支援		後見人候補人	状況調査	今後の生活設計	任意後見	その他	連絡調整	専門相談	合計
					身上保護	財産管理								
4月	1	2	6	5	0	2	1	9	11	11	6	7	2	63
5月	2	1	3	19	4	0	1	11	19	2	0	20	1	83
6月	8	1	8	6	0	0	0	15	6	0	0	13	0	57
7月	3	0	6	6	1	0	0	7	1	1	1	9	1	36
8月	11	2	14	1	0	0	1	3	0	1	1	19	0	53
9月	5	1	21	3	0	0	0	4	6	2	0	10	0	52
10月	7	1	11	3	0	0	0	7	3	3	0	11	0	46
11月	7	1	8	5	0	0	0	6	8	5	2	12	0	54
12月	3	0	8	6	0	0	0	7	2	4	0	20	0	50
1月	9	0	13	5	0	0	0	11	0	3	0	9	8	58
2月	8	0	14	1	0	0	1	8	8	2	2	29	2	75
3月	2	7	11	5	1	1	0	3	8	1	2	22	1	64
計	66	16	123	65	6	3	4	91	72	35	14	181	15	691

(9)高齢者支援センターささえりあへの成年後見制度相談件数及び障がい者相談支援センターへの権利擁護に関する相談件数

- 高齢者支援センターささえりあ(地域包括支援センター)及び障がい者相談支援センター(基幹相談支援センター)への相談件数は概ね増加傾向にある。



高齢者支援センターささえりあ



障がい者相談支援センター

(10)受任調整会議の開催状況

- 成年後見人等のミスマッチを防ぐため、事前に相応しい職種等を協議する。協議結果は家庭裁判所と共有する。

令和6年4月 … 6件

5月 … 未実施

6月 … 1件

7月 … 2件

8月 … 1件

9月…未実施

(11)報酬助成の状況 ※熊本市

- 成年後見人等への報酬助成件数・金額ともに増加傾向にある。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	57	63	110	167件	245
助成額(千円)	6,809	7,528	14,771	30,190	45,083

(※)令和3年4月より市長申立て事案に限らず、本人・親族申立の事案等も報酬助成の対象とすることとしている。

(12)市長申立件数の推移 ※熊本県全体・熊本市

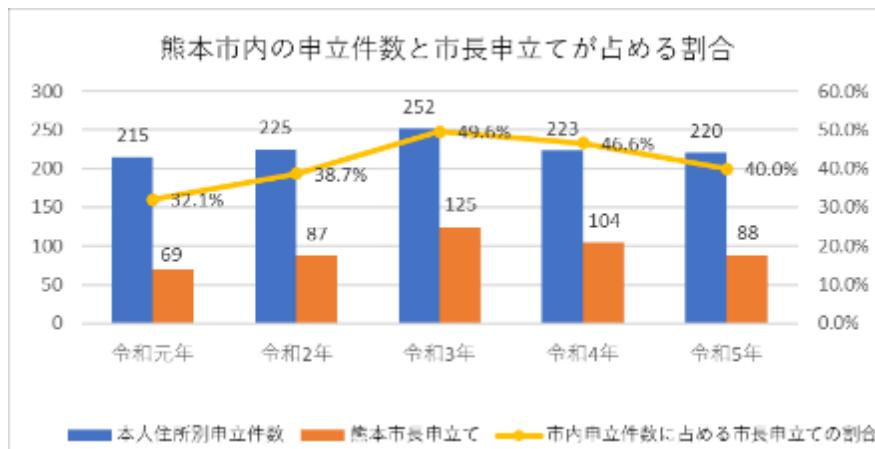
- 県内の市長申立件数のうち、約5割を熊本市が占めており、令和2年度以降は概ね横ばいである。

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
熊本県全体	184	202	221	227	232
熊本市 ()内は県全体のうち 熊本市が占める割合	82 (44.6%)	101 (50.0%)	124 (56.1%)	122 (53.8%)	103 (44.4%)

(13)申立件数に占める市長申立件数の推移 ※熊本市

- 本市の申立件数全体に占める市長申立ての割合は、40%を超える水準となっており、全国平均の23.6%を大きく上回っている。



※家庭裁判所提供データより独自作成

(注1)各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申し立てのあった件数である。

(注2)後見人等が選任された事件のみ計上している。

(注3)全国平均の数値については、成年後見事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)より、抜粋

2.第1次計画の振り返りと課題の整理

▷これまでの取組

- (1) 成年後見支援センター(相談窓口・市社会福祉協議会へ委託)の設置(令和4年3月)

令和4年度までは職員2名体制のところ、令和5年度より、3名に増員し、センターの機能の充実を図った。(相談件数:令和4年度・280件、令和5年度・691件)

- (2) 成年後見制度利用促進協議会の設置(令和4年3月)

成年後見制度の利用促進に関すること等を審議する。法律、福祉の専門職で構成

- (3) 受任調整会議の設置(令和6年4月)

- (4) 報酬助成の対象拡大

令和3年度より、市長申立てに加え、本人・親族申立ても対象

成年後見支援センターや成年後見制度利用促進協議会を設置し、相談機能の強化や地域連携ネットワーク体制の整備を図ることができた。

▷課題

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者の増加も見込まれることから、後見人の担い手不足の解消に向け市民後見人の育成や新たな法人後見団体の確保のほか、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進、成年後見制度の周知に取り組む必要があります。

(1)成年後見人等の担い手不足

成年後見人等の約8割は弁護士、司法書士、社会福祉士等の親族以外の専門職が担っている状況ですが、成年後見制度の利用者が増加する一方で、専門職が受任できる件数にも限度があるため、後見人の担い手が不足しています。そこで、同じ地域に暮らす生活者として、本人と同じ目線で物事を考え、寄り添った支援を可能とする市民後見人のさらなる育成のための取り組みを検討する必要があります。また、法人後見を担うことのできる新たな団体の確保について取り組む必要があります。

(2)相談機関の育成とスキルの標準化

成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターの役割分担を整理しつつ、各センター職員の育成とスキルの標準化を図りながら、円滑な業務実施のための連携のあり方等について検討が必要です。

(3)成年後見制度の認知不足

制度利用者の7割が後見類型であり、ひとりで物事を決められなくなつてから申立に至っているケースが多くみられます。本人の権利擁護・意思決定支援の観点から、ひとりで物事を決められなくなる前に制度利用につながるよう、保佐・補助・任意後見を含めた制度の周知が必要です。

3 取組の方向性

1.成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1)成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めています。

また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2)相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長申立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援センターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入等のDX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

(3)広報・啓発の強化

「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封等、広報・啓発の強化に取り組みます。

2.権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

申立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会の多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援のあり方について検討を進めます。

これらの取組みを推進していくため、以下の関係団体等が連携し、地域連携ネットワーク体制の深化・推進を図ります。

○権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人等が加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようになります。

○成年後見利用促進協議会(以下「協議会」という。)

専門職団体や当事者等団体等を含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう協議の場を設けています。

○中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担います。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割です。
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)中核機関の運営は、熊本市からの委託により、市社会福祉協議会が行います。

○専門職団体

権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮することが必要です。

こうした観点も踏まえ、成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動等において、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割を果たしていきます。

○各種相談支援機関

権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しいことを踏まえ、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげたうえで、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要があります。

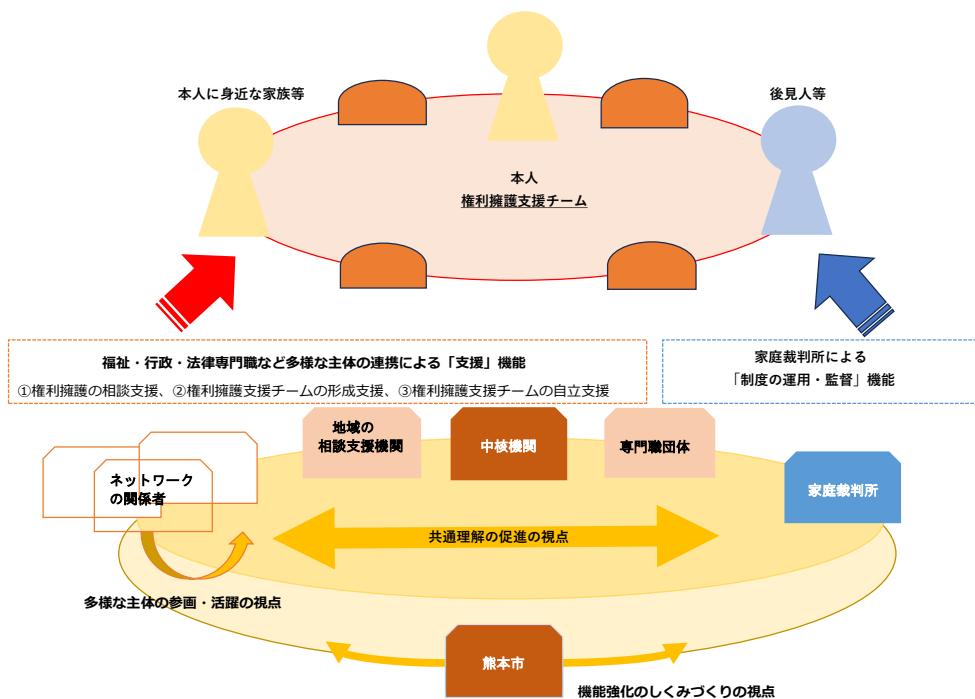
こうした観点も踏まえ、介護や障がい、生活困窮、子育て等の各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待されます。

○熊本市

協議会及び中核機関と連携し、地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組みます。

また、権利侵害からの回復支援(虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等)等地域連携ネットワークで行われる支援にも取り組むとともに、市長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画の策定を行います。

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～



3. 成果指標

➢ 指標 1 成年後見制度利用者数

実績値 令和 5 年:年間 1,544 件 ⇒ 目標値:令和 13 年:年間 1,844 件

➢ 指標 2 市民後見人の対応ケース数

実績値:R6.7.31 現在 5 ケース ⇒ 目標値:令和 13 年度:20 ケース

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理に係る基本的な考え方

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、取組については各主体の連携・協働により進めるとともに、進捗状況については、PDCA サイクルに基づいて管理します。

2 進捗状況の確認

本市と市社会福祉協議会で構成する「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」を、毎年度開催し、関係部局・各区や関係機関が連携を図りながら、関連事業や各区・地域ごとの取組の実施状況の把握を行い、成果指標の達成状況等について適切に進捗管理を行います。

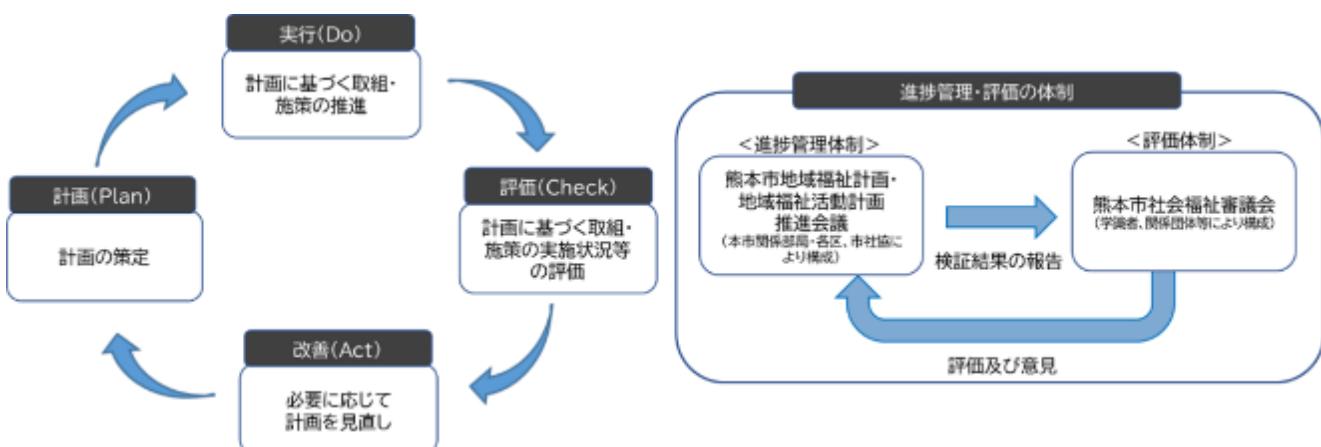
3 計画の評価・見直し

熊本市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置された機関で、委員は学識経験者、福祉事業者、福祉団体の代表者等で構成されています。

「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っていきます。

また、熊本市第8次総合計画の中間見直し期間と合わせて、本計画においても見直しを行います。

【 計画の推進イメージ 】



資料編

※ 市民等アンケートの設問・回答等の結果、事業一覧などを掲載予定